

むつ市議会第215回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成25年3月11日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例
- 第2 議案第3号 むつ市特別支援教育推進委員会条例
- 第3 議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第4 議案第5号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例
- 第5 議案第6号 むつ市健康増進計画策定委員会条例
- 第6 議案第7号 むつ市酪農研修センター条例
- 第7 議案第8号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例
- 第8 議案第9号 むつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例及びむつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第15 議案第16号 字の区域の変更について
- 第16 議案第17号 市道路線の認定について
- 第17 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第18 議案第19号 平成24年度むつ市一般会計補正予算
- 第19 議案第20号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第21号 平成24年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第21 議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算
- 第22 議案第23号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第24号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第25号 平成25年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第25 議案第26号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第26 議案第27号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第27 議案第28号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第28 議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算

- 第29 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第30 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)
- 第31 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)

【請願上程、委員会付託】

- 第32 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代表委員 監査委員	阿	部		昇	総務政策 部	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清次	郎
保健福祉 部長	松	尾	秀	一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所	布	施	恒	夫
大畑庁舎 大所	工	藤	治	彦	脇野所 所	猪	口	和	則
会管総政理 出納室	大	橋		誠	選挙管理 委員会	氣	田	憲	彦
監査委員 局長	星		久	南	農委事務 局	山	口	勝	美
教育部長	齊	藤	秀	人	公営企 業水道 局	齊	藤	鐘	司

務部策監携長	春	俊	山	花	了	部策監	野	石
健部事社長	人	弘	岡	丸	徹	健部事進長	内	鹿
部事産長	茂	柳	本	二	正	部策監	田	吉
部事築長	操	月	望	望	政	部事道長	井	酒
舎事設長	仲	島	福	福	之	育会局策監	鳥	小
育会局事育長	一	幸	館	室	史	営局策監長部策監	森	川
務部長	志	孝	谷	柳	範	務部課幹	藤	野
務部調整長	聖	橋	高	高	剛	部長	家	氏
部策長	二	雄	東	東	子	健部社長	田	井
部策長	之	一	田	浜	保	部市課幹	谷	荒
舎業課幹	男	邦	田	久	規	沢舎設長	山	杉
沢舎業課幹	秋	直	田	西	則	育会局長	宮	松

育会局習員長
 務部画課査
 務部課査
 員務学
 策整主
 策務
 教委事生課
 総政企調主
 総政総主

山崎幸悦
 八木橋裕和
 栗橋恒平

部境課幹
 育会局課査
 生策
 員務主
 民環政主
 教委事総主

鷺岳彰丸
 池田雅文

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

須藤徹哉
 濱田賢一
 石田隆司

次長
 主任主査
 主査

柳田論
 小林睦子
 村口一也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第31 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第2号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番斉藤孝昭議員。

○12番（斉藤孝昭） 議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例について質疑させていただきます。

この議案は、再生可能エネルギー等の導入を促進するための基金を設置することとありますが、3点。

まず、積み立てについて、この基金は一般会計から積み立てるとしてありますが、積立金の上限は幾らなのか、幾らに設定しているのかお知らせ願います。

基金の処分について、住宅用太陽光発電システ

ムまたは再生可能エネルギー等の導入を支援する事業に要する経費の財源に充てるとしてありますが、導入を支援する事業とは具体的にどのようなことなのか、またその支援はいつから始めるのかをお知らせ願います。

最後になりますが、この支援する事業に対し、基金を上回る申し込みがあった場合はどのような対応を考えているのかお知らせ願います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市太陽の恵み基金の積立額につきましては、公共施設に太陽光発電を導入することによる電気料金の節減分を積み立てるものでありまして、平成25年度は約52万円、平成26年度は約70万円、平成27年度は約90万円を予定しております。この額は、あくまでも発電容量と独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のむつ市内のフィールド調査から得られた日射量データに基づく理論値を上限として積み立てるものでございます。

次に、支援する事業と時期についてでございますけれども、平成25年度は一般住宅用太陽光発電システム導入事業に限定したいと考えております。具体的には、今後補助要綱を定めて対応してまいります。発電容量が2キロワット以上6キロワット未満のシステムを新規に設置すること、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結していることなどを条件に、一律5万円の補助金を交付したいと考えております。募集につきましては、市政だよりや市のホームページなどに掲載するほか、市役所分庁舎等にチラシを置くなどして市民に周知した後、募集期間を定めて受け付けたいと考えております。

次に、基金を上回る申し込みがあった場合の対応についてでございますが、平成25年度の当初予

算には5件分を見込んでおりますけれども、5件以上の申し込みがあった場合には、抽せんにより対応することとしております。また、そのような場合、5件以上の申し込みがあった場合ですけれども、補正等により基金枠いっぱいの残り5件分が追加可能と思われまますので、2次募集などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 先日の東奥日報にも出ていましたが、こういう事業はなかなか他の自治体ではやっていない事業でありまして、できれば幅広く多くの方々が使えるような基金にしてもらえればいいなというふうに思っております。総額については、先ほど3カ年度に続いて基金を積み立てするということではありますが、やはり50万円とか70万円とかというふうな小さい金額ではなくて、もう少し大きい枠で、さらに補助も1件につき5万円と言われても、そんなに使う方が喜ぶような金額ではありませんので、やはり太陽光発電システムには多額の自己出費が必要だということも考えれば、もう少し金額の増額をしてもいいとは思いますが、5万円にした理由をお知らせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この太陽の恵み基金なのですけれども、これは基本的には公共施設に太陽光発電を導入するというので、電気料金が節減されるであろうと、されるというふうな、その見込みをまずベースとして設定をしたわけでございます。スタートの段階では、これは金額的には数百万円とかというふうなことではございません。数十万というふうな見積もりをしておりますけれども、その限られた範囲の中でも当市では再生エネルギー、この部分について取り組む姿勢、そしてその部分において再生エネルギーを取り込もうとしているご家庭に対してこの太陽の恵みという

ふうなこと、この部分で幾らかでも補助をさせていただきたいという趣旨でございます。金額、何か太陽光パネルをつけますと、二、三百万円かかるかというふうなお話も伺っておりますけれども、なかなかその部分において、これ以上の、5万円以上の補助を出すというほどのまだ財政的な当市のゆとりがありません。そういうことで、その節減分に応じた形で幾らかでも支援していこうという体制をとっていくと。制度の始まりでございます。制度が構築されたばかりでございますので、今後この運用についてはさまざまな部分で太陽の恵みを必要とする場所、そしてまた組織、そういうふうなものに対して前向きな捉え方を今後展開していきたい。これは、当然議会のご意見等を伺いながら進めていきたいと、このように今思っているところでございます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 齊藤議員に関連する部分もあるわけではありますが、重複しないように気をつけながら質疑をさせていただきたいと思っております。

1点目は、今も答弁がありました。第5条の中で「基金は、住宅用太陽光発電システム又は再生可能エネルギー等の導入」、こういうことで表現しているわけではありますが、太陽光発電以外の再生可能エネルギーというようなことで表現しておりますから、この内容について具体的にどのようなエネルギーを指しているのかをお聞きしたいと思っております。

次に、この基金条例、具体的に運用していくに当たって、条例のほかに要領等を定める考えがあるのかどうか、この点について2点目お尋ねをします。

3点目は、この条例について、市民の皆さんにどのような方法で周知をしていくのか。

以上、3点についてお伺いをします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、再生可能エネルギー等の具体的な内容についてというようなことでございますけれども、平成25年度におきましては、一般住宅用太陽光発電システム導入事業に限定したいと考えておりますけれども、そのほかの部分では住宅用の地中熱の利用とか、住宅用の蓄電池あるいは電気自動車、風力とか小水力というような部分が含まれてくるとは思いますが、そのような部分については今後検討してまいりたいと考えております。

次に、要領等の制定についてはでございますけれども、これにつきましては議会から承認をいただきました後に単年度要綱を定めることとしております。募集につきましては、市政だよりや市のホームページなどに掲載するほか、各庁舎等にもチラシを置くなどして周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今太陽光発電以外の部分については説明がありました。太陽光発電、先ほど市長も答弁しておりますが、太陽光発電についても資金的な状況なり、市民の皆さんからすれば、まだまだ遠いというか、そういうふうな状況が率直な部分としてあるのではないかと。これまでの議論の中で再生可能エネルギーというふうな部分では、ペレットストーブの導入の部分についても議会の中でも議論をしてきた経過があります。そういうようなことでは、この再生可能エネルギー、森林林業の持続可能な再生産をしていくというふうな状況も踏まえた場合に、私はむつ市の条件からしますと、このペレットストーブ等々についても今後考えていく必要があるのではないかと

ふうに考えるわけでありますが、この点についても、ペレットストーブ等々他の部分も含めて、今後検討をしていくという考えがあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまペレットストーブの部分、お話がございました。この部分におきましては、市内公共施設等に20台くらいいたしかペレットストーブを導入しており、そういうふうな取り組みを今進めております。しかしながら、なかなかカロリーが不足しているというふうな状況もあります。積極的にこういうふうなところを取り上げていくのかどうかということは、今後研究はしていきたいと思っております。

しかしながら、これは原則として太陽の恵みでございまして、お日様の力で発電されたものによって、その部分で節減が、本来電力を買って我々が電力会社に支払いしている。太陽からのエネルギーを頂戴して差額が出るわけでございます。その部分というのは、やはりこれから限られた部分で、今のところは限られております、しかしながら、平成25年度予算の中でもお示しをさせていただいておりますように、この本庁舎の上に太陽光パネル、そしてさまざまなハイブリッド街路灯とか、そういうふうなもの、そして川内庁舎のほうも計画をしております。そしてまた、現在は大畑中央保育所、そしてまた第三田名部小学校、そういうふうなところで太陽の恵みをいただいているわけでございますので、金額、いささかではございますけれども、今後さまざまな形で太陽の光が及んでいない部分というふうなのがあると思いますので、この部分においては教育とか福祉とか、そういうふうなところへ、その恵みが、恩恵がもたらされるような形の中で展開できれば、本当に本来の目的にかなう太陽の恵み基金になるのではないかと、このように期待しております。し

かしながら、この部分においては、太陽光パネル等を設置して節減をしていかなければいけないという大きなテーマがあるわけでございます。その部分においては、公共施設には再生可能エネルギーの部分での太陽光パネル等を設置して、幾らかでもこの節減に役立てていきたい。つまりこれは将来のベストミックスにつながるものと、このように今思っているところでございますので、ペレットストーブについては研究とさせていただきたい。しかしながら、なかなかこのカロリーの部分で、また負いを売っていかなければいけない部分もあるわけでございますので、基本的にはこの形でスタートをさせていただき、今後さまざまなご意見等を伺いながら、可能なかどうかということも研究をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今市長の答弁でペレットストーブの部分についても研究をさせていただくと、このような答弁でありますから、期待をしたいとします。

このペレットストーブは、再生可能なエネルギーであります。もう一方で、今杉を中心にして間伐材の搬出をしていない部分がある。俗に言う残材として山地に放置されている。要するに伐採、搬出の業者からしますと、コスト的にペイしないというようなことが主な残材として林地に放置している理由の一つになっております。こういうような状況を見たときに、このペレットストーブを中心にしたエネルギーを持続可能な状態にしていくというようなことでは、山づくりにも発展していく、このようなことで私は一石二鳥の効果があるという判断をしています。そういう意味では、先ほど言いましたように、研究の素材の中にこれらのエネルギーについても積極的な今後の検討をお願いしながら質疑を終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 質疑させていただきます。

今齊藤議員の質疑で大体の予算的なものはわかりましたけれども、今さまざまな基金が取り崩されている中で新たな基金を創設するというですけれども、これは市長はもう絶対続けてやっていくのだという意思をお持ちのことと思います。太陽の恵み基金ということで、自然エネルギーの転換という啓蒙活動としてはとても素晴らしいことだと思いますが、採算面を考えた場合、パネルの設置、資金、総合的にどれくらいを考えているのかということをお聞きいたします。まずそれが1点です。

そして、これを活用ということ、先ほど設置した方に5万円程度の補助金を出すということですけれども、かつて大畑地域でも新築する場合、ヒバ材を半分使ったところに約50万円ぐらいの補助ということがありました。そのときに、東奥日報の社説にもありますけれども、やっぱり300万円ぐらいかかる設備をするということは、ゆとりのある方たちが設備をするということになります。そういう方たちに5万円の補助金を上げるということは有意義なことかなということに私は疑問を感じました。

3回しかできませんので、もう一点質疑しておきます。あともう一点は、この基金の活用ですけれども、売電した分の還元された利用料金を基金に積み立てるということですが、それを補助金として出してしまっただけでは、そのまま消化されてしまうというか、そういうことですが、例えば次にこの地域の方たちが新しいエネルギーを開発したいと。今たまたま目時議員は木材のことに関してお話しされましたけれども、今も水から電気を作り出す水素電池等もどんどん新しい新

たなエネルギーが今開発されつつあります。ですから、地元の方が新エネルギーを研究する、例えば企業とか大学等と組んで、その新エネルギーの研究するというところにこの予算をつぎ込めれば、この太陽の恵みが大きく膨らんでいくのではないかなと思いますので、そのところの考えをお聞かせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地元から出ている材料、木材を使ってというふうな部分がありましたけれども、この部分については県産材利用促進というふうな形で、たしか県のほうからの補助事業というふうなことがあるわけでございます。そしてまた、これは限られた、スタートの段階で本当に数十万というふうな形での基金のスタートでございまして、これがこの庁舎の上に太陽光パネルが使われて、そして節減分が出てくるということになってきたとしても、また数十万プラスというふうな形で、本当に限られた財源というふうなことになるわけでございます。この部分で、先ほどペレットストーブ、そして今県産材、そういうふうなお話がさまざまご意見としてありますけれども、なかなかそれをカバーするほどの財源確保というのが非常に厳しいものがございまして、単にこれはやはり太陽からの恩恵というふうなもので基金をつくっていかうという発想でございまして、この部分の差額を積み上げていくと。そして、その中の本当に限られた財源の中で、いかにその恩恵を満遍なく展開できるのかというふうになりますと、本当に限られたものであろうと思います。この部分において、ゆとりのある方だけがそういうふうには数百万をかけて太陽光パネルをつけて、それに5万円ばっちかというふうなご意見でございまして、今後の形といたしましては、やはりその部分が呼び水になって太陽光パネルを設置するような方向になっていくことによって再生可能エ

ネルギーの形の中でのベストミックス、それを利用した形でのベストミックスになるものだと、このように期待をした部分での制度構築でございまして。この部分においては、さまざまな分野において、その恵みがもたらされていない、そういうふうな分野があらうかと思っております、先ほどお話ししましたように。そういうふうなところにも、この部分でうまく形で利用できるものではないかというふうな期待を込めておりますし、この部分において、また条例改正等も今後出てくるかもしれません。そういうふうな形で展開をしていきたいという趣旨の条例でございまして、ご理解いただきたいと、このように思います。

パネルの設置費用については、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

太陽光発電普及拡大センターの資料によりますと、平成24年上期の1キロワット当たりの平均システム価格は約48万4,000円でありますことから、2キロワットでは100万円弱、それから6キロワットでは300万円弱程度の費用を要することとなります。ただし、屋根の形あるいは向き、それから採用するコアコンディショナ等の周辺機器によりまして、価格は多少異なってくるものと思われま

す。それから、2点目の積み立てる額については、売電したものではございませぬので、公共施設に太陽光発電システムを導入することによって生じる電気料金の削減分、これを積み立てるものでございまして。

それから、新エネルギーを研究する事業に活用できないのかというようなことではございませぬけれども、こちらのほうにつきましては、経済産業省が実施しております新エネルギーベンチャー技術革新事業による支援などがございまして、本基

金での支援対象には考えておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 先ほどもお尋ねしたのですが、むつ市が全体的に考えているパネルの設置状況と予算というのをお聞きしたつもりですが、

○議長（山本留義） 企画調整課長。

○総務政策部企画調整課長（高橋 聖） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

庁舎等公共施設に設置するパネルは、本庁舎に20キロワット、川内庁舎に10キロワットの計画で今推進しております。また、本庁舎の太陽光発電に関しましては7,700万円、川内庁舎の太陽光発電については5,200万円です。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 本庁舎は7,700万円、川内庁舎は5,200万円をかけて設置すると。そして、売電した差額に対して5万円ぐらいずつの補助金を、今年度は5件でしたか、先ほどの答弁ですと、ということで、コスト的にはもうまるっきり合わない事業という、役所でなければできないような事業なのですか、これは補助事業はありますか。国からの補助とかというのはありますか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 補助の部分についてお答えいたします。

国のほうの補助はございます。これにつきましては、1キロワット当たり3万円もしくは3万5,000円という数字がございまして、上限もございまして、9.99キロワット分まで29万9,700円もしくは34万9,650円までというような上限がございまして、この3万円あるいは3万5,000円という部分につきましては、1キロワット当たりのシステム価格、これが55万円以下の場合には3

万円、47万5,000円以下の場合には3万5,000円というような数値になっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 4人目でありますので、重複しないように質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、現在国・県、その他の機関がこの同様の支援制度というのは現在行っているのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、財政厳しい折に、このシステム導入によりまして電気料金の節減分を庁舎のランニングコストの経費の節減分とせず一般住宅の太陽光発電システム等の導入支援のために基金を積み立てるといふことなのですが、これについてはこれまでの答弁でそうかなという部分がありますが、一応この点について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 財政状況厳しい中で、その節減分を一般財源化していくというふうなお考えも、これも私はわかりだと思っております。しかしながら、将来のベストミックスを考える中で、再生可能エネルギーというふうなものは、やはりこれは原子力発電所、原子力エネルギー、この部分を見据えながらもベストミックスを考えていかなければいけない時代に入ってきていると、このように理解をしているわけでございますので、その部分において化石燃料、そして原子力への依存軽減というふうな形、これを少しでも軽減することができるのではないかというふうな形で、この太陽の恵み基金の条例の審査をお願いしたわけでございます。この部分においては、本当に先ほど来お話をしておりますけれども、微々たる金額ではございますけれども、この本当に些少な金額が、そし

てさまざまな形で再生可能エネルギーに取り組む、特に太陽光パネル、この部分に取り組むというふうなモチベーションの向上につながってくれば、市民全体の方々のレベルの中でモチベーションの向上につながってくればいいのではないかと、いうふうな形でご提案をさせていただいた次第でございます。

そのほかにつきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市長答弁に補足いたします。

同様の支援制度についてでございますけれども、国の補助ということにつきましては、先ほど濱田議員にもお答えいたしましたけれども、1キロワット当たり3万円もしくは3万5,000円というふうなことで補助の支援がございます。

それから、県内におきましては、青森県の補助という部分につきましては、ちょっとないようなものでございます。ただ、各自治体、県内の市町村のうち13の市町村、青森市、弘前市、八戸市初め13の市町村ではそれぞれ独自の補助をしているようでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今回の条例案の政策の趣旨としましては、先ほど来お話をしておりますとおり、太陽の恵みの恩恵を広く市民に還元するという点と再生可能エネルギー等の導入を促進したいということだろうと思うのです。その政策の趣旨といえますか、意義といえますか、取り組み意欲を考えると、非常にいいことなのだと最初に感じました。しかしながら、予算書を見たときには、先ほど来何人かの議員がおっしゃっているとおり少ないなというのが実感でございます。

そこで、こういうふうなものを促進したい、還

元したいというのであれば、ある程度市内の住宅何軒ぐらい持っていきたいというふうな計画目標があつてしかりだと思つたのです。それがあつて、ではこれくらいの基金が必要なのではないかなというふうな考え方もできると思つたのですが、そこら辺についての考え方はなかつたのかというのが1点。

あと、今国のほうの支援制度がありました、これ今回のむつ市としての支援制度と両方同時に使うことは可能なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基金の総額として少ないのではないかと、こういうふうなご発言、そしてまた今後将来のパネルの設置の個数、全体の個数、設置される住宅の戸数、こういうふうなイメージを持っているのかというお話、1点目でございますけれども、この部分については、少ないといえども私は意義が非常にあるものでないかなと、こういうふうな思いをいたしております。これは、やはり行政としての姿勢をお示するというふうなこと、この部分においては私は非常に意義深い基金条例でないのかなと。この部分も売電をするのではなくて節減することによって電気料金の節減、この部分を積み上げていくというふうな、そういうふうな本当に毎日毎日のこの部分において、本当に貯金をしていくというふうな、そういうふうな気持ちになって、我々はこの再生可能エネルギーについて取り組むのであるというふうな部分では私は意義深い基金であるのではないかと。それは、中村議員ももう既にご理解をいただいているご発言でございますので、そういうふうには私はお話をさせていただきたいと。

将来のこのむつ市内での太陽光パネルの設置の全体像、これをつかんでいるのかというふうなことですけれども、まだまだ太陽光パネルの価格が

高く、なかなか設置に、そしてまた環境、太陽の日射量ですか、そういうふうなものを考えますと、まだまだこの部分ではこの地域においては克服していかなければいけない技術的なもの、そして価格面、こういうふうなものがあると思いますので、全体像としては把握はしておりませんが、幾らかでもモチベーションの高まり、これを私どもは期待をしているところでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 国と市の補助は、同時に使うことは可能かというようなことでございますけれども、これは同時に使うことは可能でございます。県内の他の市町村においても、同様の措置をとっているようでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） スタートの時点としての金額についてのこれまでの答弁については理解を示します。ただ、この事業が意義深いゆえ、もっともっとぜひとも拡充をしていただきたい。ただ、要はこのままですと、限定されてしまうのです、その恵みを受ける人が。なので、先ほど来、これ以外の事業だけではなく、教育だ、福祉だという話も出ておりました。そこら辺も含めて今後ぜひとも拡充といいますか、研究のほうをしていただきたいということを述べてさせていただいて質疑を終わりたいと思います。答弁はよろしいです。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第3号 むつ市特別支援教育推進委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第3号 むつ市特別支援教育推進委員会条例についてであります。

この条例は、障害者による学習上または生活上の困難を克服するための教育、つまり特別支援教育について調査及び審議を行うため推進委員会を置くものであります。この件について、平成19年4月1日付で改正学校教育法が施行されまして、文部科学省から特別支援教育の推進についての通知が出されています。現在まで7年たっていますけれども、この時期に委員会を設置して、先ほど言った特別支援教育の調査及び審議を行う委員会をつくるということに疑問がありまして、なぜこういう時期になったのか理由をお聞かせ願いたいと思います。

あわせて平成19年4月に先ほど言った文部科学省から通知されてから今日まで、特別支援教育をどのように行ってきたのかをお知らせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 齊藤議員のこの委員会を設置する理由は何かについてにお答えいたします。

まず、文部科学省の通知にある特別支援教育の推進についての内容については、今回ご提案申し上げました委員会を設置するような内容ではなくて、委員会の設置をこの時期に設置をすることに

については、平成24年をもちまして、小・中学校とも学習指導要領が完全実施されましたが、特別支援教育のさらなる推進にかかわって、個別の教育支援計画などに基づいたきめ細かな指導の充実が求められております。このような中、これまでの就学相談、就学指導のあり方が問題とされ、その結果就学指導委員会の機能拡充という必要性が生じたため、この時期に委員会の設置を求めるものでございます。

また、平成24年7月の中央教育審議会、中教審の報告の中に、今後共生社会の形成に向けて、短期間に実施していくべきものとして就学相談、就業先決定のあり方に係る制度改革の実施が上げられております。現在市町村教育委員会に設置されている就学指導委員会については、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、例えばでございますけれども、教育支援委員会といった名称に変更し、その機能を拡充していくべきであるという報告がなされてございます。教育委員会といたしましては、このような地域の問題解決に向けて、これまでの就学指導委員会の所掌事務を見直し、その名称も特別支援教育推進委員会と改称し、今後一貫した支援のために必要とされる基礎的環境整備などの充実に向けて必要な調査、研究及び審議が行える委員会とするための条例による設置を求めるものでございます。

2点目の、これまで特別支援教育をどのように行ってきたかのご質問にお答えいたします。平成19年4月の通知に示されました特別支援教育の理念を具現化するため、教育委員会といたしましては、平成19年12月、むつ市教育プランの重点目標の一つとして特別支援教育の充実を掲げるとともに、毎年全教職員に配布している「むつ市学校教育指導の方針と重点」という冊子の中に指導内容を

を示し、小中一貫教育を推進していく中で具体的な取り組みを進めてまいりました。

まず、特別支援教育を行うための体制整備につきましては、各学校ごとに特別支援教育コーディネーターを定めるとともに、校内委員会を設置していただき、全教職員による共同指導体制の整備と充実を図ってまいりました。また、教育委員会といたしましては、幼稚園、保育所、保育園及び関係機関との連携を図るため合同研修会を開催するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒のため、市費によるスクールサポーターの配置を平成18年度より開始しております。当初10名でありました配置を年々増員し、平成25年度には26名の配置を予定するなど、支援体制の充実に努めています。

次に、教員の専門性の向上につきましては、むつ市教育研修センターにおいて特別支援教育研修講座などを開設するとともに、指導主事の学校訪問、さらには県との連携を進めて、特別支援学級等指導員及び巡回相談員制度を活用するなど、校内外において教員研修を充実させてまいりました。

また、早期からの就学相談、就学指導の充実につきましては、教育、医療、保健、福祉などの関係者から成るむつ市就学指導委員会を開催し、専門的な助言や判断を仰ぎながら、保護者の不安を解消し、その期待に応えるよう努めてまいりました。さらには、むつ市教育相談室の開設により、随時早期からの就学相談、教育相談に対応してまいりました。このような特別支援教育に係る取り組み状況につきましては、平成21年度よりむつ市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告の中で毎年議会に報告するとともに、市民の皆様にも広く公表してまいりました。今後は、むつ市教育プラン後期計画に基づき、特別支援教育のさらなる推進を図ってまいりますので、ご理解を賜り

たいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 平成19年の文部科学省からの通知のとおり、今までいろんな施策をやってきたのは間違いないということで、今部長の答弁でよくわかりました。となると、わざわざこの推進委員会をつくる必要があるのでしょうか。なくても通知どおり、しかも通知以上にいろんな支援活動を教育委員会主体でやってきたのに、この特別支援教育推進委員会というのをつくって、今まで教育委員会がやってきたその責任をこの委員会に全部スライドさせるようなことに私は今思いましたが、通知どおりやってきたのに、わざわざ今さら委員会を設置して、いろんな話し合いをするということが果たして必要なのか。今の教育委員会の体制で十分ではないかと思いますが、そのところの考え方の違いをお知らせください。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 齊藤議員の2点目のお尋ねにお答えいたします。

まず、特別支援教育の推進、さまざま教育委員会でこれまで行ってきました。しかしながら、先ほど答弁ありましたけれども、平成24年7月の中教審の報告の中に、いわゆる組織として改革をしていかなければならない、その中に機能の拡充というものが求められたところでございます。それが就学指導委員会としての部分でございまして、その中に計画をしていくとか、または理解を進めるとか、周知を図るとか、いろんな機能の部分が出てきましたので、それについてこれまでも委員会で行ってきましたけれども、やはり総合的に、第三者的にそれらももんでもらうまたは調査してもらうという機関が必要であるというふうに我々は受け取りましたので、その旨で設置を提案したということでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） そうなりますと、これからこの委員会ができた後、教育委員会はこの委員会にどういうふうにかかわっていくのでしょうか。今まで主体でやってきた教育委員会がこの特別支援教育推進委員会のほうに審査を委ねるのか、それとも教育委員会と別物で市長のほうに答申、諮問するようなやりとりになるのか。内容は、今まで教育委員会が主体でやってきた特別支援教育の内容と今回推進委員会がやるのはほとんどで一緒でありますので、教育委員会がどういうふうにかかわっていくのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） ご提案申し上げました委員会については、今議員おっしゃるとおり、審議する機関、調査する機関というふうになりますので、教育委員会としてはこれに対して教育委員会の考え方を諮問していくと、その答申に基づきまして、これからの特別支援教育を推進、また取り組みをしていくというふうな形で進めたいと思っております。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を議題といた

します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について質疑させていただきます。

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定により介護保険法等が改正されたことによって、国が法令で一律に事務の実施やその方法を定めている義務づけや枠づけを見直し、市独自の条例制定を目的としたものであります。国は、基準を示すに当たって、その基準を市町村が判断する際に、国の基準をどの程度参考にすべきかを3つに分けています。1つは、従うべき基準、もう一つは標準、3つ目は参酌すべき基準となっておりますが、本市はこの条例を制定するに当たりまして、どのような考え方で進めてきたのかお知らせ願いたいと思います。あわせて、市独自の条例案の概要がありましたらお知らせ願います。

この条例は、介護の現場で働く方や、それを利用する方々に直接かわる条例であるため、自治体によってはパブリックコメントを実施し、住民からの意見や要望を参考にしていることもありますが、本市がパブリックコメントを実施しなかった理由についてもお知らせ願います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目、条例制定に対する市の考え方についてであります。今回の条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、国が厚生労働省令で定めている地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営基準について、市町村が条例で定めることとなり、本市における条例を制定するものであります。

次に2点目、市独自の条例案の概要についてであります。当該サービス事業者の指定については、介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、市が既に指定権限を有していたことから、平成18年度の創設以来事業者の指定に当たっては各事業者の人員、設備、運営基準等を確認し、適正に事業を実施してまいりました。したがって、今回の条例制定につきましては、今までの経緯を踏まえ、現時点では市独自の規定を定める必要がないものと判断いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に3点目、パブリックコメントを実施しなかった理由についてであります。当初から地域密着型サービスの運営に当たっては、介護保険法の規定によりまして、地域密着型サービス運営委員会の設置が義務づけられております。また、当該委員会は職能団体、事業者、被保険者等の代表者16名で構成されており、介護保険法に基づく必要な措置を講ずるとともに、一定の市民意見が反映されております。したがって、当該条例制定に当たりましては、平成24年11月28日に開催いたしました運営委員会におきまして、委員の方々からご意見を聴取しており、その結果従前どおりの基準を是とする意見を得たことから、パブリックコメントの実施については必要がないものと判断いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第4号についてお尋ねい

たしますが、関連して議案第5号、議案第8号、議案第12号、議案第14号と質疑の内容が関連をしますので、関連した質疑で議長、よろしいでしょうか。

○議長（山本留義） いいえ、議案第4号だけの質疑をお願いいたします。

○6番（目時睦男） 1点目は、この条例改正については地方分権一括法の改正によって条例改正するものだと、このようなことでの説明の提案理由でありました。実は、12月定例会、むつ市議会第214回定例会の中で、4本のこの一括法にかかわる改正によっての条例改正が議決になっております。今回の議案の条例の改正の部分については、この4本の部分については、これで一括法に関連する法改正の条例改正は、今回で全部なのかどうか、お尋ねします。

2つ目は、具体的に条例改正によってどこがどのように変わっていくのか、これについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） まず1点目の一括法の施行によって条例改正等は今回で最後かというような部分でございます。一括法の関連は、これまで昨年の3月定例会、それから12月定例会におきまして、8つの条例について御議決を賜り、制定または改正をしましてまいりました。今回の定例会のほうにも5つの条例案を提案させていただいておまして、今回の条例整備で第1次一括法及び第2次一括法の施行によります当市の対応につきましては一区切りとなります。ただ、国のほうにおいては、今後も義務づけ、枠づけの見直しによる権限移譲は継続していくとしておりますことから、その際には国・県からの情報提供に留意しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

条例制定により、従来と何がどのように変わるのかについてであります。介護保険法に基づく指定及び基準につきましては、従来と何ら変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。実は、私の理解としては、この地方分権一括法の中で当市の部分に関連すれば、保育所の運営というか、この扱いの部分についても一括法の改正の中に含まれていると私は理解しているのですが、今回の条例改正の中で、この保育所の部分等々については条例改正がないわけでありまして、それについては今後の扱いの部分と私の認識が違うのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 現段階では、一括法にかかわる保育所の部分で、市町村にその分がおりてくるという情報については聞いておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 先ほどの目時議員に対する答弁で、今までとはほとんど違いがないというふうな答弁であったのですが、であるならば、今回の議案第4号のこの条文、第1章から第4章とかあるのですが、この条文は全て今まで国がつくっていた条文と同じ内容だということちょっと確認していいかというのをお答え願いたいと思います。

それとあと2点目ですが、今回の議案では地域

の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律とあるのですが、このことによって財源というのは今までと何か違うところがあるのかどうか、これも確認させていただきたいと思います。

あと3点目ですが、ちょっと話が極端になるかもしれませんが、自治体で決めればいいのかというふうな中身ですけれども、ちょっと前段の文章を読むと、指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする、こういうふうな前段があるのですが、介護の場合は、状況ががらりと変わり得る可能性のある部門ではないかなというふうに私は感じているのですが、例えばちょっと話は極端になるかもしれませんが、介護4と5が急激に減ったりする、介護1、2が急激にふえるというふうな場合が出てきたら、過剰な施設がいっぱい建てられて、その過剰な施設の維持管理が大変になると、そのために介護基準そのものを見直す必要が出てくる場合があると。その場合、この自治体が独自に見直しをしていいのかどうか。ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、そこら辺もちょっと確認させていただきたいと思います。そうすると、ちょこちょこ自治体を変えていくと、10年後、20年後になったら、もう自治体によって介護の基準などが違うということが出てくるのではないかなというふうに思いますものですから、そういうところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） まず1点目の国との違いはあるのかということでございますが、介護保険法に基づく指定及び基準につきましては、従来と何ら変わるものではありません。

次に2点目、財源の部分というふうなことで

けれども、これにつきましては、このことによって財源が特に特定の歳入が見込まれるというふうなことはございません。単に法的な移管というふうなことでございます。

次に、3点目でございます。自治体の独自の見直しについてであります。基本的なことを申し上げますと、介護保険制度におけるサービスにつきましては、入所系であれば特養、老健、療養型のいわゆる介護保険3施設が主流でございまして、在宅系サービスであればデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイなどが全国的にも定着しております。いわば介護給付費の観点においても、約9割の給付を占めております。その一方で、今回ご提案いたしました条例案にかかわる指定地域密着型サービスにつきましては、全国一律のサービスとは異なり、住みなれた自宅や地域での生活を継続することを目的としたいわば地域の実情や特性に応じたサービスとして位置づけられており、介護給付の全体像の中では限られた存在となっております。したがって、横垣議員ご懸念の自治体間の地域格差については、大きく影響することはないものと認識しております。

なお、介護度にかかわる事例につきましては、本条例案の趣旨があくまでも事業者の指定にかかわる基準であることから、全く影響を及ぼすものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 最初の質疑で、国のほうと何ら変わらないということですから、今回のこの地方分権ですか、地域の自主性及び自立性を高めるというふうな法案が、そういう意味ではむつ市にとっては何ら意味のない権限移譲というか、そういう内容であるのではないかなということで、そこら辺もそうであるかどうかというのもちょっと

答弁願いたいと思います。私は、今までの答弁聞くと、全く自治体にとっては意味のない権限移譲だというふうに思いましたものですから、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと財源についてですが、今までとこれも全く変わらないということだと、例えばいろんな基準、全体の10%ぐらいの、そういう範囲の介護サービスの部門だといいますけれども、例えば人数を9人以下にするとか、保健師、看護師または准看護師を常勤換算方法で2.5以上とかいろいろ定めていますが、財源が苦しかったら、最低基準でどんどん、どんどん定めていくというふうな流れはないものかどうか、それとももし財源が豊かであれば、2.5以上とするのを3、4と高めることができる、またそういうふうに大きくしたら、国からまたそれなりのまた財源が来るものかどうか、そこのところもちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、全体の10%ぐらいの介護サービスの部門だから、アンバランスというか、自治体によってそう大きく格差が生じることはないとはいうものの、そういう答弁の中には実際格差は開いていく可能性はあるというふうに私は逆にちょっと捉えるのですが、実際介護保険料は各自治体が決めることによって介護保険料の額が違っているのは現実ですけれども、結局入り口からもう違って、今度出口であるサービスのほうも、今現在はそれなりの全国一律でやっているのだけれども、結局保険料が低いところは出口のほうも低くてもいい、保険料が高いほうは、出口はサービスが充実しなくてはいけないという、そういうことが全くもう関係なくなっていくというか、逆に保険料が高いところは財政が厳しいわけですから、サービスもどんどん切り詰めていかななくてはならないから、全体の10%の介護のサービスの部門だけれども、どんどん、どんどん基準がもう最低限のと

ころに追い詰められていくというふうなちょっと私は危惧をしているのですが、そこら辺はないものかどうかというのも確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 横垣議員もご承知のことと思いますけれども、介護保険制度は、いわば給付と負担の均衡を殊さらに意識をせざるを得ない制度であります。言いかえれば、今回ご提案いたしました条例制定案に関連した地域密着型サービスの基準についても、大胆な見直しを行うことで、間接的ではありますが、介護報酬については介護保険料に影響を及ぼす部分もありますことから、これまでの指定に当たっては、従前の国の基準に沿って慎重な対応を行ったというふうなことでございます。したがって、そうした経緯も踏まえつつ、特段の支障もなかったことから、あえて市独自のカラーを出す必要性はないものと判断いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、今後の話でございますけれども、地域の実情を参酌すべき事項につきましては、事業者あるいは利用者から一定のご意見等がありました際、またさらには国の大きな政策の転換等がございましたら、その部分につきましては必要に応じて根幹の部分は条例改正によって、また枝葉の運用部分につきましては規則改正によって是正なり見直しなりを弾力的に行っていくことについてはやぶさかではありませんので、その辺あたりはご理解を賜りたいと存じます。

また、議員が再三ご指摘なさっております格差のお話でございますけれども、全国一律に介護保険制度というのはユニバーサルなサービスというのは存在しております。しかし、確かに地域の行政規模によって、また財政事情等によって違いがございます。そういう意味では、確かに不公平な

部分、ないとは言い切れません。しかしながら、実際仮に同じサービスの事業所があったにしても、例えば施設によっては介護のクオリティー、質等も違いますので、その辺は必ずみんな一律のサービスになるということはありません。それから、その辺は今回ご提案申し上げました地域密着型サービスの中で、今後必要があれば見直すというふうなことでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 最後であります。最後のほうの質疑に関連するのですが、結局これからどんどん、どんどん介護を受ける方がふえていく予想があるのですが、そうすると当然介護保険料を必然的に引き上げというのは3年に1回見直しされておりますが、どんどん、どんどんそういう方向に行くような気がしますが、私ども日本共産党はなるべく介護保険料は上げるなど、逆に下げろと、しかも低所得者にはもっと軽減措置を設けろということを主張しているのですが、そこら辺、例えば引き上げを市としても当然なるべく控えたいという思いはあるかと思いますが、もしそういうことの配慮をすとなると、市独自で権限が移譲されたこの部分、全体の10%ぐらいの部分のそれぞれサービスを切り縮めれば、それぞれ介護保険料の引き上げを抑えられるというふうな発想にもなるのではないかなと逆に思うのですが、そういうところを逆にサービスを切り詰めて保険料を抑えるというふうな発想になっていかないようにしてほしいのですが、サービスは維持して、逆に介護保険料を抑えるというふうな発想になってもらいたいのですが、究極的にはそこまで、この10%部分のサービスを削るという発想にまでいきそうな気がするのですが、そういうことはあり得ないものかどうか、これは最後に確認させていただきます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 確かに現在地域密着型サービスにつきましては、給付費の1割程度というふうなことでございますけれども、この制度自体が平成18年からできたサービスですので、まだまだ新しいというふうなことでございますので、今ある既存のサービスについては後退することはないものと認識しております。また、今後につきましては、あくまでも給付と負担の均衡、バランスということを常に意識した上で、弾力的に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

午後11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第5号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（斉藤孝昭） 議案第5号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例についてです。これも、省令により全国一律に定められた特定道路及び特定公園施設に関する基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を改正し、条例により地域の実情に応じた設定を可能としたところでありませう。

特定公園とは、都市公園の出入り口との主要な公園施設等との間の経路及び駐車場との間の経路を構成する園路及び広場等を言うそうでありませう。この条例で、国で定めた基準から市独自の基準に改めた項目はあるのか、この条例が該当する場所はどこなのかをお知らせ願ひませう。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたしませう。

一律に定めた国の基準から市独自の基準に改めた項目はあるのかでございませうが、市独自の基準といたしませうは、園路の幅と便所及び便房の出入り口の幅の2点を定めておひませう。園路の幅につきませうは、現在進めておひませう北の防人大湊地区整備事業の中で、水源池公園において公園管理事務所の機能を持つ学習センターの改修や屋外便所の設置、園路の整備を国の基準に基づいて実施しておひませう、これらの施設と条例案の整合を図るため検討したところ、国の重要文化財でありませう堰堤の上部通路を障害者の方も利用できる園路として位置づけておひませう、これに接続する園路の一部が地形の状況により国の参酌基準としておひませう最低幅の120センチメートル以上の園路幅を確保できないことから、特別の理由により120センチメートル以上の幅を確保できない場合は90センチメートル以上とすることができると施行規則で定める予定としておひませう。

また、便所の出入り口の幅につきませうも、国

の参酌基準は80センチメートル以上となつておひませうが、青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアルにおひませうも、出入り口の状況によつては、必ずしも直進での出入りができない場合もあることから、85センチメートル以上が望ましいとされておひませうことから、85センチメートル以上とするよう施行規則で定める予定としておひませう。

さらに、便房内の手すりにつきませうも、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、国の参酌基準では腰かけ便座と手すりを設置することとされておひませうが、車椅子使用者が腰かけ便器を使用するときの乗り移り動作で手すりが邪魔になる場合や、座位保持におひませう手すりが逆に必要となる場合に対応するため、手すりについてはL字型手すりとは可動式手すりの設置を施行規則で定める予定としておひませう。

なお、多機能便房が附属されておひませう早掛沼公園の1棟、水源池公園の3棟につきませうは、既に入入り口幅を85センチメートル以上とし、手すりにつきませうもL字型手すりとは可動式手すりを設置しておひませう。

お尋ねの2点目、この条例が該当する場所はどこなのかにおひませうについてお答えいたしませう。民生部所管の運動公園を初め建設部所管の早掛沼公園、水源池公園、金谷公園のほか、街区公園、いわゆる児童公園におひませうこの基準が該当になるものとおひませう考えておひませう。

以上でございませう。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） やつとここで市独自の条例ということで、大分ご苦勞されたと思ひませうが、該当する場所で、この条例ができた後に条例に合わぬところの改修はどのように進めるのかおひませうせくございませう。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 先ほども申し上げました

が、規則で定める部分において、実情に合わなく
て必要と認められた場合には規則で改正をしてい
きたいと考えておりますので、よろしく願い
たいと思います。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第6号
むつ市健康増進計画策定委員会条例を議題といた
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第6号 むつ市健康増進
計画策定委員会条例についてであります。

この条例は、健康増進計画を策定するために健
康増進計画策定委員会を設置するというものであ
りますが、この委員会を設置する理由、お知らせ
願いたいと思います。既にむつ市では「健康むつ
21」プランというのをもうつくって、それを実行
しているわけで、今この時期に来て、健康増進計
画を策定するための委員会を設置することの理由
をお知らせ願いたいと思います。

また、この委員会の設置期間はいつまでなのか
をお知らせ願います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 齊藤孝昭議員のむつ
市健康増進計画策定委員会条例についてお答えい

たします。

まず、お尋ねの1点目、この委員会を設置する
理由は何かとお尋ねであります。市では市民
の健康づくりをより効果的に推進するための地域
計画として、平成15年11月に「健康むつ21」を策
定し、計画の期間を平成15年度から平成24年度ま
での10年間といたしました。この「健康むつ21」
は、平成24年度で計画期間が満了となりますこと
から、来年度はこの計画の最終評価を行うととも
に、先般国が示した国民の健康の増進の総合的な
推進を図るための基本的な方針を踏まえた新たな
健康増進計画を策定することとなります。したが
いまして、本委員会はこれまでの計画の最終評価
にかかわるご意見や、今後作成するむつ市の地域
特性に応じた新たな健康増進計画についてご意
見、ご提言をいただくための機関として設置する
ものであります。

お尋ねの2点目、委員会の設置期間についてで
ありますが、条例案第4条第3項にありますよう
に、委員の任期は健康増進計画の結果を答申する
までとし、答申については平成25年度末を予定し
ておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第7号
むつ市酪農研修センター条例を議題といたしま

す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第7号 むつ市酪農研修センター条例についてであります。この条例は、酪農業の振興及び住民の福祉の向上を図るため酪農研修センターを設置し、管理するためのものですが、この酪農研修センターで具体的に何をやるのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

このセンターでどういうふうなことというふうなことでもございますけれども、当市内では酪農家や肉用牛飼養農家といった畜産農家を対象とした講習会や技術研修会等が数多く開催されているほか、自主防衛事業や家畜伝染病等にかかわる対策会議や打合会議等も開催されておりますことから、このような研修会や会議等で本施設の活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） よくわかりました。建物だということですので、管理が必要になります。ここの管理は誰がするのでしょうか、お知らせ願います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 当施設につきましては、市の施設となるものでありますので、したがって市で管理いたします。一部利用者の利便を考慮しまして、地元の会長さんにも施設の開閉等はちょっとお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点ほどで、1点目のお尋ねは、さきの同僚議員と同じ内容ですが、管理についてですけれども、市が管理するというふうな答弁であります。これは何ですか、市の誰かがそこに管理人として配置されて、そして管理していくのか、それとも無人の状態でも管理していくのか、そこをもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

それと、維持管理費はどのくらいを予定しているのか。基本的に使用料は無料ということを書いておりますが、特別の場合は使用料を徴収するというふうなことで、特別の場合はほとんどないかなと、そういう施設かなと思いますので、ほとんど100%市が負担するのかなと思うのですが、そこをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

当該施設につきましては、常時人を配置するというふうなことは考えてございません。申し込みを受けたものをうちの市のほうで許可した後に、その時間帯に合わせて開閉することになるわけでもございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、利便を図るために地元の町内会にも開閉をお願いしたいと考えてございます。

それと、2点目のお尋ねであります。市の施設でありますので、市が全額負担することとなります。したがって、平成25年度の一般会計予算には、燃料費、電気料、水道料、電話料、浄化槽等の維持管理するための予算として41万1,000円ほど見込んでおりますが、目的外使用のものについては使用料をいただく内容の条例となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番(横垣成年) 地元の方にも開閉、入り口を開けたり閉めたりするのをお願いするということがありますが、これは結局使用したいというふうな申し込みは、窓口は市の農林水産課ということでいいのか。また、地元の集会所を全部取り壊してこの研修センターにしたものですから、緊急に地元の人が使用したいと、例えば土、日は市役所があいていないわけですよ、そういうときに使用したいとなった場合、その鍵の開け閉めを任されている人が、もう独自で判断して使用を許可するということがやむを得ない場合も出てくるかと思いますが、そういった場合はどのように対応していくのか。それと、地元の方が基本的に酪農の振興でないけれども、昔の集会所が取り壊されたものですから、それこそ従来どおりの集会所を使用していた地元の方の判断で従来どおり使用できるものかどうか、そこのところもちょっと確認させていただきたいと思います。

それで、今までの地元の集会所の使用のあり方、私はちょっと調べておりませんが、光熱費全部市のほうで負担するというのも、何かちょっと解せないところがあるのですが、ほかのほうは全部、私の地元のほうでも油代はもらうよとか、そういったのは一定の取り決めがあるのですが、全部市のほうで負担するとなると、自分のお金でないものですから、経済して使うという発想で逆に使わなくなるようなところも大変心配なのですよ。そういう方はいないと思いますけれども、どうしてもやっぱり自分のお金でないと、がらがん、がらがん使ってしまうというふうなこともありますものですから、一定やっぱりそれに歯どめをかける意味では、それなりのものの取り決めがあったほうがいいのかなとも思います。そこのところのお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(山本留義) 経済部長。

○経済部長(澤谷松夫) お尋ねにお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、当場所には人員は配置いたしません。したがって、連絡の急を要する部分におきましては、電話の連絡というふうなことも想定してございます。

あともう一つの使用料、電気、水道等の利用に関する部分でございますが、これはあくまでも市の施設でありますので、市で管理する施設というふうなことで、海老川地区にあるコミュニティセンターとか大曲にあるセンターなども全てそういうふうな形態にしてございましたので、それと併用するみたいな格好で、あくまでも市で管理する。先ほど申し上げましたとおり、これらの目的以外の使用というふうな場面も想定されます。お通夜であったり葬儀であったりというふうなことも当然あるわけでございますけれども、そういう場面におきましては、その部分においては使用料をいただきます。

済みません、答弁漏れしておりました。地元の皆さんが、集会施設があった場所を改修したものですから、そういうふうな利用についてお考えになったかもしれませんけれども、あくまでもこの施設につきましては、当然酪農研修に関する部分は優先するわけでございますけれども、その他に住民の福祉の向上に寄与することを目的としておりますので、市民であればどなたでも活用できる施設でございます。

以上でございます。

○議長(山本留義) 2番。

○2番(横垣成年) 済みません、あと最後にちょっと確認させていただきたいのですが、使用のあり方、市民であれば誰でも利用できるというのは大変よいことなのですが、地元の方の利便性ということで、再度ちょっと確認させていただきたいのですが、今まで集会所で使っていたとおりの使用の

仕方がここでも保証されるのかどうか、ここだけ最後確認させていただきたいと思います。結局地元の方の集会所がなくなって研修施設になったので、今までの使い勝手と違う使い方になれば、また地元の人が不便するかなというふうに思いますので、そこが今までと何ら使い方は変わらないのかどうか、このところも再度確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市民であれば誰でも使用できるというふうなことでありまして、地区の住民にとりましても、今まで何ら問題なく申請して、もしくは急を要する場合は電話の連絡において使用していただきたいと考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第8号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例を議題いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第8号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理

者の資格を定める条例についてであります。これも俗に言う一括法による改正で、地域に合った条例を定めることができるということを踏まえて条例提案されているものであります。今までの国の基準は、水道技術管理者、水道布設工事監督者の資格は、大学で土木工学を終わって、修了して、かつ3年以上の実務経験を有する者、または10年以上の実務経験を有する者等となっておりますが、むつ市独自の条例がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

この資格基準は、主に市の職員を対象としたものであります。布設工事監督者及びその配置基準につきましては、大規模または重要な施設の工事で、施工によって水道水質に異常を来さないようにするためであり、また水道技術管理者については、水道法により水道事業の管理について技術上の業務を担当させるため、事業ごとに1人置くことになっております。双方とも水道の安全と安定供給を確保するため、高度な知識、技術力と経験が必要であることから、現行法の基準が定められているものと考えております。このことを踏まえ、企業局内及び市長部局、関係課と協議した結果、現行法令の基準をそのまま条例化することとしたものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 全国の例を見ると、国の基準が今までちょっと厳し過ぎたもので、それを和らげる条例をつくっているところがあります。例えば岡山市であります。布設工事監督者の資格については、土木工学以外の科目を終え、卒業した者の実務経験年数を水道技術管理者の実務経験年数と同じくするというふうなことだったり、これ

は市ではありませんが、鳥取県のあるまちで、水道技術者及び水道布設工事監督者の資格基準の実務経験年数について、簡易水道技術監督者及び簡易水道布設工事監督者の実務経験年数と同じとするというふうなことをしているまちがあります。あわせて大学で土木工学を終えた者については、実務経験年数を国の基準では2年以上となっておりますが、1年でいいと、1年以上というふうなことを緩和している自治体があります。国の基準が余りにも厳しいおかげで、こういう監督業務に当たる方がなかなかいないというふうなことにならないように、ある意味緩和をするべき事項ではないかというふうに私は思っていました。行政側はなぜこういうふうに国の基準をそのままスライドしたのかの理由がもしありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お尋ねにお答えします。

この資格の緩和につきましては、その事業者の規模にもあると思います。人事異動等技術者が少ない場所では、その経験年数が国の基準に満たないということも考えられるかと思えますけれども、私ども公営企業局といたしましては、安全と安定供給ということを考えて国の基準と同一とさせていただきます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この資格を定めるということで、先ほどの答弁だと国の基準と同じだということですが、まず最初に、この資格を市が与えるのかというのをちょっと確認させていただきます。できれば市の誰が与えるのかと。結局市のほうで資格を持っている人は何人いるのかというのもお願ひしたいと思ひます。

そして、この資格というのは、市が与えるものですから、市だけで通用するものか、それとも全国どこに行っても通用する資格なのかどうか、これ最初お願いいたします。

○議長（山本留義） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

水道法の規定により、布設工事監督者と水道技術管理者につきましては、水道事業者が指名する、企業管理者が指名するということとなります。この資格は、学歴や経験年数などの要件を定めたものでありまして、市が付与する資格というものではございません。また、人数ですけれども、市では布設工事監督者5名、それと水道技術管理者の資格を持っている方は9名ございます。

以上でございます。

（「答弁漏れ、2点目の全国で使えるかどうか」の声あり）

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 失礼しました。この資格ですけれども、各自治体で定めることになっておりますので、これがむつ市で資格があるから、ほかの自治体でも使えるのかとなると、そちらのほうの条例を見なければわからないということになりますので、判断ができないということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 2点目で、結果として市だけで通用する資格ということで、この資格の付与の仕方がそれなりに権限を移譲して、とりあえず今は国と同じ基準ということですが、これもまた自治体によってばらばらになってくるかなというふうに思うのですが、でもとりあえず今回のこの議案では、国と同じ基準というふうになっているので、むつ市で付与された資格保持者は全国で通用する資格でないかなというふうに思うのですが、

それとは全然リンクしないものなのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、公営企業局長がこの資格を付与するということですが、当然それは付与する方はその資格を持っている方でしょうかということのもちよつと確認させていただきたいと思います。

そして、今まで資格を持っていた方は、国のほうでペーパーテストを受けて資格を取った方が5名とか、水道のほうで9名とかという方が、結局今までの国家試験みたいな国のほうで資格を受けて取得をした方なのかどうかということのもちよつと現状をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お答えいたします。

この資格に関しましては、学歴と経験年数ですから、市で資格を持って、この経験年数を持っていれば、各自治体に行かれましても、その経験年数をクリアしていれば資格はあるということになります。ただ、その資格に関しまして、今回各自治体の条例で、その経験年数を定めるということになりますので、今国の基準があつて、それよりも緩いところ、厳しいところが各自治体であろうかと思ひます。それで、その各自治体の条例を見なければ判断できないということになります。企業管理者が指名するということになりますので。

それと、各ところでのペーパーとかという試験でというお尋ねでしたけれども、これは試験ではなくて、学歴と経験年数で資格を得ることになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 前2人の同僚議員の質疑等で理解をいたしましたので、私の質疑は割愛をさせていただきます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よつて、議案第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よつて、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第9号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 議案第9号 むつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第10号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第11号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例及びむつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長(山本留義) 次は、日程第11 議案第12号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第12号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。これも何回も話をしておりますが、俗に言う一括法による改正であります。政令により全国一律に定められた都市公園の設置基準について、都市公園法を改正し、条例により地域の実情に応じた設定を可能としたところであります。先ほど都市公園に関係する話もさせていただきましたが、この議案も条例制定に対する市の考え方、そしてむつ市独自の基準はあるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) ただいまの齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の条例制定に対する市の考え方をお知らせくださいとお尋ねにお答えいたします。当市では、現在の国の基準と比較しても、まだ1人当たりの都市公園の面積が少ないという状況に鑑み、むつ市独自の基準として都市計画基礎調査等により、県が策定したむつ都市計画区域マスタープラン等を精査した上で、住民1人当たりの都市公園の敷地面積基準を定め、この基準を目指し、公園整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目のむつ市独自の基準はあるのかについてでございますが、このたびの改正では、住民1人

当たりの都市公園の敷地面積の標準、公園の配置及び規模の基準を条例で定めるものでありまして、公園の配置及び規模の基準に関しましては、国の参酌基準を準用しております。また、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準につきましては、国の基準が市内全体で10平米以上、市街地区域内で5平米以上となっておりますが、都市計画法第6条の2により県が策定する都市計画区域マスタープランに目標年次である平成42年度のむつ市の区域内における目標値が約13平方メートル、市街地区域内、いわゆる用途指定区域内でございしますが、これは目標値で約15平方メートルとなっておりますことから、これらの数値を準用して条例を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これにて齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） むつ市都市公園条例についてお尋ねいたします。

まず、これに定める公園数はむつ市で幾らあるのか。それと、第3条第1項各号、これ4号までありますけれども、いろいろ敷地面積の標準とかと書いてあるのですが、これはどういうことか、ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 浅利議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市において都市公園の数は、街区公園12カ所、近隣公園1カ所、地区公園2カ所、運動公園2カ所、風致公園1カ所、その他の公園1カ所の合計19公園となっております。

条例第3条第1項で規定する標準の敷地面積については、これらの公園のおおむねの規模が都市公園法施行令第2条に定められており、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律において、各自治体の条例で定めることとなったため、市の都市公園条例において、街区公園については0.25ヘクタール、近隣公園については2ヘクタール、地区公園については4ヘクタール、総合公園、運動公園、広域公園等については設置目的に応じた面積とすることを定めたものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。それで、現在の公園の使用状況といいますか、そういうのを見ておきますと、非常に使われている場所もあるし、どうも余り使われていないというようなところも散見されます。それで、まず地域の住民の減少だとか児童数の減少とか、そういうことを考慮してこの条例等は制定されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのお尋ねについてお答えいたします。

公園の規模につきましては、国の基準に準拠しておりますが、住民1人当たりの都市公園面積については、県が策定したむつ都市計画区域マスタープランで算出されたデータをもとに定めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 外国に何回か行ったことがあるのですが、外国の公園とか、あと日本の各地での公園とか、すばらしい公園、手入れの行き届いた公園が間々あります。それで、むつ市も先ほど聞きましたら19公園ということですので、この数多い公園を手入れするというのは大変だと思うのですが、むつ市では環境整備、公園管理等についてはどのような留意をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 公園の管理についてのお問い合わせでございますので、お答えいたします。

早掛沼公園、水源池公園、金谷公園につきましては、管理人を常駐させ維持管理を行っております。また、近隣公園の代官山公園及び街区公園につきましては、各公園を巡回し、現状を把握した上で草刈り等を実施し、環境整備をいたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今までの答弁に加えてちょっとお尋ねさせていただきます。

公園というものの概念が余りわからないのですが、いろいろ児童公園だとか、今運動公園という話も出ましたが、いろんな名前の公園があるのですが、そういう公園全部という意味でしょうか。その公園というものの説明もちょっとお願いいたします。

あと、市の公園の面積は、住民1人当たりどのくらいになっているのか。

とりあえず、この2点よろしくをお願いします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

公園というくくりの話でございますが、本条例で言う公園とは、都市公園法に定めのある都市計画施設として都市計画決定された公園及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園であります。このことから、上町児童公園ほか11児童公園が街区公園として、また代官山公園は近隣公園として、水源池公園と金谷公園は地区公園として、ほかにむつ運動公園と大畑中央公園、むつ墓地公園が都市計画決定されております。また、早掛沼公園は都市計画区域内に市が整備した公園でありますので、都市公園法上の公園であり、合計19公

園が対象となっております。

2点目の市の公園の面積と住民1人当たりの面積のお尋ねでございますが、これにつきましては都市公園施設の面積としては、先ほど申し上げました10公園で、合計59万2,000平米となっております。また、住民1人当たりの面積は9.62平米であり、国の基準をやや下回っている現状でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 先ほど浅利議員もおっしゃいましたが、諸外国では、その市域の3割を公園が占めるというのが結構観光ガイドに載って自慢しているまちとか都市とかあるのですが、そういう意味ではむつ市の場合はまだまだ狭い。住民1人当たり9.62平米ということで、今回の条例では13平米とか15平米以上とするというふうに書いているのですが、これに向けた施策と申しますか、どういう形でこういうところの目標を達成しようとしているのかのお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 現在長寿命化計画を策定中でございまして、その中でやる検討を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今こういう条例をつくったばかりで、具体的なものはまだまだという感じはするのですが、ただやっぱりこういうふうには13平米とか15平米きちんと明記しているわけで、9.62平米を13平米というのと、それなりにかんりの面積の敷地が必要だということが考えられるのですが、そういう意味でちょっと私はいろいろ今までも一般質問でも出しておりますけれども、旧庁舎の跡地なんか、本当にそういう意味でちょうどいい場所にありまして、ああいうところなんかも、ただほかの会社に提供して住宅地にするのではなく

て、そういう公園という形で整備するというのも一つの策かなというふうに、せつかくの市の所有するちょうどいい一等地をああいうふうにもう貸してしまうというのは非常に残念だというふうに思うのです。そういうのも含めまして、本当に中心にある、それ以外にもあと新町のほうにも保育所として買っていて更地になっている土地とかありますよね。やっぱりそういうのを、こういう形の条例を決めたものですから、素早くそういうのを計画をしっかりと、今ある遊んでいる土地をきちんとこういう形の公園にするような市政であってほしいなというふうにも思うのですが、そこの考え方もちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公園のあり方についてのご質疑でございますけれども、かなりご意見も入っているようでございますので、私も意見として述べさせていただきますと、こう思います。

横垣議員は、北の防人の計画、この部分についていつも反対討論の中で申し述べております。やはりああいうふうな既存の公園、それをしっかりと整備をするというふうなこと、整えていくという、こういうふうな手法、これも何とか認めていただければなど、こういうふうに思います。

先ほど来海外の公園のお話がありました。前の議員が外国で公園のその環境のすばらしさということをお話しされました。それを受けて横垣議員も今ご発言なさったわけでございますけれども、そういう意味では北の防人水源池公園、あれは水源池公園でございます。水源池公園をしっかりと整える、そして環境にマッチした形の中で整備をしていくというふうなことが海外でも見られますような公園に、観光客の皆さんがおいでになるというふうな環境を整えるためには、大きな施策であると、このように思いますので、ぜひとも

その部分でご賛同をいただければなど、こういうふうに思います。

その他の公園についても、それは着実にさまざまな部分で老朽化したもの、これは整えていかなければいけませんし、遊具の部分でも児童公園等は常にこれを監視のもとにおいて、事故の起こらないような形で相整えておりますので、面積が少ないというふうなことは、なるほどご指摘はそのとおりでございますけれども、むつ市全体が公園になるような雰囲気づくり、そういうふうなことをこれからも取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第13号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第13号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例は、これまで乳幼児のみの医療費給付が入院につき小・中学生まで給付対象が広がるという条例ですが、市長が「こどもは地域のたから

もの」ということをよくおっしゃっておりまして、ようやくここまで来たなと思っております。子育てする若い世代にとっては、とても助かるのではないかなと思っております。ですが、小・中学生になりますと、割と入院する機会とか、大きい病気はなかなか、大きな事故とか、持病とかない限り少ないわけですけれども、昨年度の例等で入院の数はどれくらいあったのかお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 濱田栄子議員のむつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度の小・中学生の入院は何名いるかのお尋ねであります。入院につきましてはさまざまな医療機関に入院しているケースもあろうかと存じますので、全体的な数値を正確に把握することは困難であります。ちなみにむつ総合病院の場合は、平成24年4月から平成25年2月末までの延べ人員で6歳から12歳までの入院が145名、13歳から15歳までの入院が50名と聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 予想以上にちょっと多かったので、びっくりしました。この中で死亡例はあったのか、まずお聞きいたします。

それから、けがと病気とどちらが多かったのか、わかりますでしょうか。2点お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

死亡例についてのお尋ねでございますけれども、これについてはお答えを差し控えさせていただきます。

また、内容につきまして、けがと病気、どちらが多いかということでございますけれども、ここまでのデータについては、ちょっと持ち合わせて

おりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 先般、実は平均寿命が発表になりまして、青森県、男女ともにワーストワンだったと記憶にあります。その中に平均寿命ですので、何か高齢者の方の平均寿命のみ私たちイメージしがちなのですけれども、やっぱりそこには若年層も含まれているということがありますので、やっぱりこの部分を何とか守っていききたいという思いから今お尋ねいたしました。お答えできないということですので、それはしょうがないでしょう。

ただ、体型ですか、体格は青森県、子供たちはトップレベルになっております。体力は別として、体格です、大きさ。そのことがまた病気と逆につながる部分もあるのではないかなというふうに危惧する部分もございますので、やはりそういうところをきちんと調査しながら、病気の予防といいますか、そういうふうな啓蒙活動、体重に対する一定の体重を保つような、そういう活動というものはしていただきたいなと思います。これはこれで質疑は終わりにいたします。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第14号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

- 12番（齊藤孝昭） 議案第14号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これもるる話をしていますが、一括法による改正であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定めるものというふうなことでありますが、議案書についているのは、「第28条の次に次の1条を加える」と、廃棄物処理施設の技術管理者の資格というふうなことであります。この資格については規則で定めるとなっています。国からの改正前の内容によりますと、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、大学では理学、薬学等を修了して、かつ3年以上の実務経験を有する者、または10年以上の実務経験を有する者等となっております。むつ市では、この条例を制定するに、制定というよりも改正するに当たり、どのような考え方で提案されたのか、そしてむつ市独自の基準があるのかをお知らせ願います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） まず1点目の条例制定に対する市の考え方についてでございますが、廃棄物処理施設技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、施設の維持管理に関する技術上の業務を行う役割がございます。そして、施設周辺への悪影響が生じないよう維持管理する、高度で専門的な知識や技術経験が必要となる基準が定められております。

検討の結果、市には既存の条例がございますので、これを改正し、詳細な資格要件につきましては、同条例施行規則に定めることとしたものでございます。

また、市独自の基準といたしましては、現行省

令の基準に加え、市長が認める者の要件に一般財団法人日本環境衛生センターの廃棄物処理施設技術管理者講習を受講し、技術管理士の資格を取得した者を加えることとしてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第15号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第16号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長(山本留義) 次は、日程第16 議案第17号市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 今回の議案で新町4号線の整備を予定しているということですが、この買収費用はどのくらいかかったのかということと、この路線の上のほうに結構住宅が建っておりまして、そこに住宅の道路がいっぱいあるのですが、その接続というのはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の新町4号線の買収費用は幾らかということですが、本件につきましては、議案第22号に関連いたしますので、本議案でのお答えは差し控えさせていただきます。

2点目の北側の住宅道路との接続に関しましては、実施設計の中で地元町内会と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 2番。

○2番(横垣成年) 予算に関連するから答えられないというのは、ちょっといかがかなと思うのですが、これ関連するものですから、何にかかわるから答えられないというのは、やはり私はちょっとおかしいと思うのです。ここの議案に出てきて

いる問題ですから、それについては、それこそ提案理由では、詳細は皆さんの質問でお答えしていきますというふうに最後みんな終わっているのにかわらず、そういうことはやっぱりよくないとは思いますが、わかる範囲で答えてほしいというふうに思いますので、再度買収費用というのは幾らかということをお聞きしたいと思います。

それと、あとこれは地図で言うと400メートル弱となると思うのですが、この長さというか、距離と幅というのはどのくらいになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(山本留義) 横垣成年議員、予算にかかわるものは、当議会として、予算審議の場で質疑しているものですから、できればそういう形の中で進めていただきたいと思っております。

予算以外の答弁してください。建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) ただいまの価格についてのお尋ねでございますが、用地交渉に当たりましては、適正な価格を算定したうえで、今後地権者と交渉してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目の延長あるいは幅についてでございますが、約300メートルで、約8メートル幅を想定いたしております。

以上でございます。

○議長(山本留義) 2番。

○2番(横垣成年) ちょっとしつこく聞くというのも、それなりの方の土地に設置する道路ですから、本当はかなり内々では苦労されたかなというふうなことを思うのですが、これは今の答弁ですと、まだ買収していないということなのでしょうか。ということですが、ますますいろいろ議論すると、何かまたややこしくなるというふうな感じがしますので、できればこういうというのは、買収してから公表するという形になっているものかなというふうに思っていたものですからお聞き

いたしました。また、それ以外については予算のほうでお聞きしたいと思います。

以上、わかりました。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に畑中鍊逸氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 議案第19号 平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第19号 平成24年度むつ市一般会計補正予算について質疑します。

ページは4ページになりますが、繰越明許費であります。4項目繰越明許するというのでしておりますけれども、むつ市市民歌制定事業、浜奥内漁港施設整備事業、小川町地区特殊地下壕対策事業、文化財収蔵庫改修事業の4項目が繰越明許されることになっております。理由をお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

4事業を繰越明許とする理由について、まず第2款総務費、第1項総務管理費のむつ市市民歌制定事業についてでございます。これにつきましては、当初のスケジュールでは、新しい市民歌の完成を今年度中としておりましたけれども、曲の応募件数が275件と、当初想定しておりました約3倍近くございまして、その審査決定に時間を要したこと、そしてまた市民に愛着を持たれ、長く歌われるようさまざまな場面で新しい市民歌を活用していただくために合唱用、あるいは吹奏楽用な

ど4つのバージョンを作成することとしたわけですが、その編曲作業が6月ごろまでかかる予定となりましたことから、当該事業の予算について一部繰り越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） お答えいたします。

浜奥内漁港整備事業を繰越明許とする理由であります。県からの補助金の交付決定が平成24年6月下旬であり、これを受けて設計書作成業務委託や工事を進めてまいりましたが、工事の施行時期がホタテ養殖作業の最盛期と重複し、岸壁や航路使用の調整に日数を要したことや、秋期から冬期にかけてのしけにより工程におくれが生じたため繰り越しをするものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 小川町地区特殊地下壕対策事業費を繰越明許とする理由でございますが、昨年9月に契約いたしました小川町地区空洞調査業務により現地を調査したところ、空洞部が水没していることが判明したため、これによりボーリング箇所をふやす必要が生じたため、本業務の工期を延長したものであります。この影響により、その後発注した本工事も年度内の完了が困難となったことから、次年度に繰り越すものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 文化財収蔵庫改修事業の繰越明許とする理由でございますけれども、この改修工事は、当時県重宝の二枚橋2遺跡出土品を収蔵保管し、平成24年11月ごろの完了を見込んで事務を進めておりました。4月中旬、国の重要文化財として文化財保護審議会から文部科学大臣に答申される情報がありました。加えて、点数がこ

れまでの県重宝の602点から2倍強の1,308点が答申されるとのことでしたので、国の重要文化財としての適正な保存管理を行うために改修計画の変更が必要となり、工事設計の見直しを行い、完成時期も平成25年2月末となりました。繰越明許費453万5,000円は、改修事業費のうち、一部収蔵する文化財等の搬出入に係る委託費であります。当業務委託は、改修工事完了後の業務となり、冬期の積雪時による安全性を考慮し、雪解けを待って搬出入を行うこととしましたので、繰り越すこととしたものであります。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 毎年のように繰越明許が出るたびに、どういうことという話をさせていただいておりますが、昨年は震災の影響で予想した交付金または補助が国から来ないということで、相当本数の繰越明許、つまり今年度で処理するべきものを次年度に繰り越すするというふうなことをしておりました。私たち議会は、当初予算を、あしたから審査が始まりますが、この4本の事業も承認しております。それは、当然議会にも責任があると思っております。その前に職員の皆さんが本当にこの事業をできるように努力したのかというふうなことが問題だと思っております。例えば見込みとか、予測とか、事前調査とか、真剣にやったのかというところに多少疑いがありますので、おくれた理由は今聞きましたが、事業をおくらせて、その年度処理できなくなることを防ぐために今後どういうことをすればいいのか、考えているところがありましたら、市長、お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 4件の繰越明許という理由、それぞれ理由を今ご説明いたしました。これは相手方があるものでございます。例えば小川町地区の特殊地下壕、これはやっぱり掘ってみて初めて

中が冠水して水が入っているというふうなこと、ボーリングをふやしていかなければいけなかったというふうなこと。それから漁港の件も、やはりそういうふうな形で自然という相手があるというふうな部分、それから文化財収蔵庫、この部分においては、国からの指定の部分、これがあつたというふうな、先ほどふえたというふうなことと、そして例えば2月の末に工期が完了したわけですが、この冬期間、さまざまな重要文化財等の搬入、これらはやはり非常に保存の部分で危険を伴うというふうなことで、この部分をご理解をいただきたいと、このように思います。市民歌制定、これもやはり相手がございまして、我々は大体100件くらいの応募かなと、こういうふうに見ておりました。しかしながら、それがやはり3倍近くの280件くらいというふうな応募がありまして、それも音符から今度それをピアノのあれにかえていかなければいけないという膨大な作業がございました。全てのことに応募された方々に対して、その形で平等にやっていかなければいけない。そういうふうな部分で、相手があるというふうなこと、ここのところは十分ご理解をいただきたいと、このように思います。

しかしながら、そうだとはいっても、やはり予算の査定について、積算については正確を期して、よりしっかりした積算をして、予算を計上して、議会のほうにお諮りをするべくというふうな努力は、これまで以上に続けていきたいと、このように思いますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） この4本の予算のトータルが約1億6,000万円、それが平成24年度にまちの中に回るような仕事をすることによって収入になるというふうなことを考えれば、いろんな事情はあると思いますが、やはり行政の予算ですから、や

ってもらえれば仕事になる人もいらっしゃいますし、仕事をしたことによって収入になることにはつながっていきますので、この約1億6,000万円の金額がちまたに出なかったということに、金額は少ないと言う人もいるかも知れませんが、私は当初予算どおり頑張つてやってほしかったなというふうなことを思っております。

繰越明許が数多く出るということは、当然行政側の問題または失敗も多数あると思いますので、市長は今後一生懸命努力するというふうな話でしたので、それでいいと思いますが、できるだけ当初予算は全てに近い、100%に近い分を完了できるようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 補正予算書の8ページ、歳入の件で、第6款特定防衛施設周辺整備調整交付金、これの歳入の分と、11ページに歳出の説明があるのでありますが、どうもその帳尻が、ちょっと私素人で全く基本的なことで申しわけないのですが、どのような帳尻になっているのかお願いします。

それともう一件、同じ国庫補助金の第7目の電源立地地域対策交付金及び県補助金の第9目電源立地地域対策等交付金のプラス補正とマイナス補正の理由についてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 浅利議員のお尋ねの1点目、特定防衛施設周辺整備調整交付金の歳入歳出についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、当初予算におきましては、平年ベースの6,000万円を歳入に計上し、歳出では運動公園テニスコート改修事業の財源として充当しておりますが、今年度の交付決定額が1億3,936万

2,000円と決まりましたことから、歳入において議員お話しのとおり7,936万2,000円を追加し、歳出においては補正予算に関する説明書の15ページの第10款第5項第4目の体育施設管理費における運動公園、テニスコート改修事業の財源としてさらに1,600万円を充当するとともに、残りの6,336万2,000円につきましては、9ページの上段にありますこの事業の基金運用利子2万円を加えた6,338万2,000円を11ページ第2款第1項第35目において特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てることとしたものであります。

次に、お尋ねの2点目、電源立地地域対策交付金のプラス補正とマイナス補正についてであります。原子力関連の交付金につきましては、予算編成の段階で国・県それぞれについて交付見込額を当初計上し、充当可能な事業の財源として割り振りをしております。しかしながら、交付予定額が予算編成後に通知されるため、どうしても当初見込額との差が生じてしまうこと、さらには年度内に充当予定事業の事業費の増減等がありますことから、このたびの補正予算においてこれらの要因を調整することとしたものであります。

補正予算に関する説明書8ページの第15款第2項県補助金の第9目で4,600万円、同じく次の第10目で2,400万円それぞれ減額となっておりますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目でこれと同額となる7,000万円の増額となっております。国・県を合わせた交付金の総額では当初予算計上額を確保しておりますことから、市の財政や充当事業の進捗には影響がございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） それでは、電源立地地域対策交付金は、今東通村では東北電力東通原子力発電所を停止なんかしているのですけれども、これ

が直接今後どのような影響になるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

東北電力東通原子力発電所1号機につきましては、電源立地地域対策交付金のうち原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の対象施設といたしまして、隣接自治体であります本市への交付額が算定されております。この交付金の交付期間は、設置工事の着工年度から施設の廃止年度までと規定されておりますので、現行制度の改正等が行われない限り、稼働しているかあるいは停止しているかにかかわらず、施設が廃止されるまでの間は交付が継続されることとなりますので、その部分での財政への影響はないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。それで、話が戻りまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の基金がありますけれども、基金の今後の使い道はどのようなことに使われるのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

特定防衛施設周辺整備調整交付金に伴う事業基金でございますけれども、平成22年度から継続して事業を進めております大平町地区道路改良舗装工事及び平成25年度から着手を予定してございます金曲赤川地区排水路整備工事の財源として活用を予定しているところでございます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 浄化槽関係をお聞きしたいと思います。

予算書12ページのほうですが、浄化槽設置整備事業費がありますが、1,226万7,000円が757万

9,000円減額ということで、かなり大きい金額が減額になっておりましたので、その要因と、あと今後、来年度の予算書を見ると650万円くらいの計上になっているのですが、その650万円くらいの予算で推移する予定となっているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと浄化槽、トイレ関係でちょっと詳しくお聞きしたいのですが、むつ市内の全世帯のうちでくみ取りトイレが何世帯、単独槽トイレが何世帯、合併浄化槽トイレが何世帯、下水道接続トイレが何世帯あるのかをそれぞれお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 横垣議員のお尋ねにお答えします。

浄化槽設置整備事業費は、むつ市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。この事業につきましては、循環型社会形成推進交付金の中の浄化槽設置整備事業として国及び県からも補助を受けておりますが、この補助は毎年度の予算の範囲内で行うものでありますので、市民の要望に少しでもお応えするため多目の予算を計上しております。平成24年度は、75基の予算に対しまして、現在までに29基の交付実績となっておりますので、そのための減額となっております。

また、今後も650万円ぐらいの予算で推移する予定なのかとのことですが、今後の予算につきましては、ここ数年の実績に多少の上乗せをして予算計上するもので、今後申請件数が増加することが予想される状況にあれば、それに対応した予算措置を行うこととなります。

次に、全世帯のうちくみ取りトイレ、単独浄化槽トイレ、合併浄化槽トイレ、下水道接続トイレ世帯はそれぞれ何世帯かということですが、浄化槽は基数、下水道は家屋数でお答えします。市が

把握しているところでは、平成24年3月末現在で全世帯数は2万9,099世帯に対しまして、単独浄化槽は7,480基、合併浄化槽は2,799基、下水道は1,935棟となっておりますので、くみ取りトイレは残りの約6割で1万7,000世帯ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 私としては、環境をよくするために、なるべく合併浄化槽か下水道接続というふうな部分がふえてほしいなというふうにおっしゃるのですが、昨年度だと75基の予算に29基しか合併浄化槽にかえてもらえなかった、ところが全体の6割がくみ取りということですから、本当はもっともっと予算計上して、この部分を解消しなくてはいけないと思うのですが、なかなかかえられないところの大きい問題は、大体どういふところにあるかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 合併浄化槽に変更する場合、約100万円ほどの予算がかかります。これに対して市のほうで補助金を出しているのですけれども、14万円ほどの補助金ですけれども、残りの金額を個人で負担しなければならぬということになりますと、高齢化とかもありますし、あと経済状況の関係もありますので、その辺が原因ではないのかなというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁ですと、大体経済的なものが大きいかなというふうに思いますので、もしこの100万円に対して14万円の補助ということがちょっと低過ぎるかなというふうなことの判断に立ってくれば、せっかく1,200万円ぐらい

予算計上しているのです、逆に650万円に減らすのではなくて、この14万円を30万円ぐらいに引き上げて、これから合併浄化槽のほうに促すというふうな発想もせざるを得ない、そうしないとなかなか前に進まないのかなというふうなこともありますので、やっぱりそういうこともぜひ検討してもらいたいと思いますが、お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 市で補助金を出しておりますが、5人槽で14万7,000円、7人槽で17万1,000円、10人槽では21万6,000円補助しております。ただし、この金額に関しましては、その自治体の経済状況等あわせて補助していますが、国のほうでの基準に関しますと、5人槽で35万2,000円、7人槽では44万1,000円、10人槽では58万8,000円の金額になっております。あくまでもその自治体の経済力ということを見きわめながら補助金を出しているということになります。

以上です。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 2点ほどお尋ねいたします。

9ページの第17款寄附金について、ふるさと納税寄附金が合計235万円計上されていますが、何名の方で、都道府県がわかっておりましたらお知らせください。

それから、歳出で関連費用25万円計上されていますが、どのようにお礼をしているのか。また、この方たちに継続して地域の情報は伝えられているのかお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

寄附をされた方の人数でございますけれども、

1月末現在で延べ66名となっております。寄附をされた方々は、北は北海道の帯広市から南は福岡県北九州市にお住まいの方まで全国各地からとなっておりますけれども、都道府県の内訳につきましては、上位から申し上げますと、東京都が15人、神奈川県が10人、新潟県が6人などとなっております。また、ふるさと納税をされた方へのお礼につきましては、むつ市自慢の特産品でございます海峽サーモン切り身セットや陸奥湾産ホタテなど9つの品目の特産品の中から、寄附金額が1万5,000円以上の方には1品を、5万円以上の方には2品をお選びいただいてふるさと納税特産品としてお送りしております。

また、地域の情報についてでございますけれども、寄附をいただいた方に対しまして、2年間にわたって市政だよりを年4回お送りして、むつ市の近況をお伝えしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） この方たち、市政だよりを年4回お送りして地域の情報をお届けしているということですが、例えば関東方面が多いわけですが、むつ市はむつ市のアンテナショップ等へ行って宣伝活動等を行っているわけですが、こういう方たちに例えば観光大使になっていただくとかというような検討はされたことはないでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 寄附される方の多くが1万5,000円の寄附というような部分でございます。複数回寄附をされる方、あるいは高額の寄附をされる方もおりますけれども、1万5,000円の寄附をされる方が多いようでございます。そういう関係上、魅力のあるお礼品といえますか、そういうものが主でのふるさと納税なのかなという感じがいたしております。

ただ、観光大使等といいますが、そういう部分でこちらからお願いするというようなことではなくて、「むつ市のうまいは日本一」の応援の方々がこのふるさと納税のほうにも寄附をいただいている状況でございます。そういうようなことから、ふるさと納税をされた方皆さんに対してそういう観光大使になっていただくというようなことは、現段階では考えてはおりませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 市長は、「むつ市のうまいは日本一」を提唱なさって、さまざまなイベントを手がけたりしているわけですが、やはり人脈ということもすごくこれからは個々の時代にもなっていくと思うのです。ですから、やっぱりこういう金額の多少にかかわらず、ふるさとに思いのある方たちのそれぞれの地域で長年暮らして、それぞれにやっぱり人脈をたくさんお持ちだと思うのです。ですから、こちらからお願いしてふるさとの宣伝活動をしていただくとか、地域の例えば修学旅行等、極端な希望ですが、こちらのふるさとに来ていただくように宣伝活動、地元の学校等へ宣伝活動していただくとか、本当に寄附そのものはそんなに多額でなくても、それぞれの信頼のある方たちがたくさんいらっしゃると思えますので、できる限りのこちらからの情報提供とか、そういうお願い、向こうが応えられる体制にあるかどうかは別として、こちらからはそういう気持ちで接していただきたいと思えます。市長、どうでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど総務政策部長がお答えをいたしましたとおり、金額に応じてふるさとのこちらの名産物をお届けしております。その中でも元気むつ市応援隊、東京のほうにあります、東京周辺の方々、その方もかなりの部分でこの

寄附を、納税をしていただいております。そういうふうな形の方々を通じてさまざまなこちらからの提案、またご意見を伺う場面とか、そしてモニターツアーを組んでもらうとか、そういうふうな形をとらせていただいておりますけれども、やはりこのふるさと納税の納税者のお気持ち、これは個々になかなかこれはチェックはできません、推測しかできませんけれども、その部分において、全ての納税をなさった方々に対して、例えば何とか大使だとか、そういうふうなことをお願いすると、こうなりますと、かなりご負担な部分が出てくる可能性もあるわけでございます。ですから、例えば東京周辺にお住まいの方、かなりの多額のふるさと納税を毎年なさっている方でございます。その方は、むつ市出身でございます。そして、その方はむつ市の物販をバックアップしたいということで、自分が新聞の取扱店でございますので、そこに折り込みチラシを、本当に安い価格で、本当に考えられないような価格で折り込みチラシを提供していただく、そういうふうな方々も大切にしていきたいし、これは余りお話しはしづらい部分がありますけれども、ご寄附をなさって、そしてさまざまな各地の名産を求めている方々もあるやよし伺っておりますので、それはやはり全ての方々にふるさと何とか大使だとか、観光大使だとか、そして修学旅行お願いしますよと、そういうふうな情報を提供してご負担をかけるというふうなことは、ちょっと相手方も腰が引けるのではないかなと、こういうふうに思えます。しかしながら、当局としてふるさとの名産物をお届けし、そして市政だよりでむつ市の状況をお伝えしていくということでむつ市についてのこの関心度を高めていくと、そういうふうなことが将来に結びついてくるものではないかと、このように期待をしているところでございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を

終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 補正予算案の支出の部分におきまして、これまでの答弁である程度理解をする部分があるのでありますが、財源更正において特定財源であります国県支出金が減少し、そのかわり一般財源による支出が増加しているという案件が何件か見られます。これはどういうことですかといいますか、当てが外れたということで理解をしてもよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 中村議員の財源更正に関するお尋ねにお答えいたします。

本補正予算における財源更正は、主に電源立地地域対策交付金に関係するものでございますけれども、議員ご承知のとおり、この交付金は多くの事業に充当されておりますことから、年度末を見据え、対象事業の執行状況を勘案して、整理調整を行っているものでありまして、結果として関係する歳出予算に割り振る国県支出金及び一般財源がそれぞれ増減することとなります。しかしながら、関係予算全体で見ますと、国県支出金及び一般財源の増減は、それぞれ差し引きゼロとなっており、財源不足など予算の執行上ふぐあいが生じているものではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そういうことだというふうには理解はできるのでありますが、これやはり当初からこの精度を上げるというのはやはり難しい面があるのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 当初は、それぞれの事業を予定して交付金を割り振ってございます。また、充当する事業につきましても、それぞれ予定しておりますが、例えばよく言われる施設等の人件費、

職員の人件費に充てて一般財源の振りかえ効果を行うといったような場面でありましても、例えば当初予想できなかった職員が病気で休むとか、あるいは昨年のように人事院の勧告等を受けまして、職員の一時金の率が下がるとか、そういう当初では予想できない部分、それから職員の病気休暇等もございまして、なかなか当初からかっちりというふうなわけにはいかないというふうなことでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◇議案第20号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議案第20号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第21号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 議案第21号 平成24年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第22号～議案第29号

○議長（山本留義） 次は、日程第21 議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算から日程第28 議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題

といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算に対する総括的な質疑をさせていただきます。

まずは、本予算編成の基本方針について、総合計画、基本構想、各実施計画に基づき編成されているものだと思いますが、今までの決算審査における質疑や指摘を踏まえ、事業ごとの予算の積算について従来との違いがありましたら説明をお願いします。

第三者による行政評価や事務事業評価を参考に、コストと事業効果を検証し、予算編成に至っていると思いますが、施政方針で掲げた3つの柱について、これまでの進捗状況はどのようなのでしょうか。そして、平成25年度予算によりどこまで進める目標を掲げているのかお知らせ願います。新年度は、2期目の市長任期の折返し年度になります。そろそろ目に見える肌を感じる効果が期待されますが、市長公約の達成率は本年度予算によりどの程度まで進むとお考えなのかお知らせ願います。

従来からも指摘していますが、法で定めた公共施設の耐用年数や老朽化への対応、インフラの維持管理や更新による財政需要は、平成25年度予算にも大きな影響を与えていると思います。新年度予算により公共施設の維持更新、インフラの維持管理や更新は全体計画のどの程度まで進捗するのをお知らせ願います。

地域主権改革一括法に基づき国からの権限が移譲され、条例を定めることにより平成25年度も引き続き条例提案される可能性があると思います

が、市の判断と責任により住民生活に密着する条例となることから、慎重に検討し、提案する必要があると思います。そのことによる市職員の事務量の増大や法務力の向上、さらには住民の意見、要望の反映をどのように進めるのか。特に職員の事務量の増大は、住民サービスや時間外労働の増加による財政需要への影響が考えられますので、対応策についてお伺いいたします。

新公益法人制度への移行申請時期が本年11月30日までとなっています。市が出資しているむつ市教育振興会並びに脇野沢農業振興公社の2つの公益法人について、移行への申請と認可の状況、今後の経営見通しについてお知らせ願います。特に負債の穴埋めをするなどというようなことはないと思いますが、平成25年度の一般会計から繰り出ししないということを前提に進めることにどのようにお考えなのかお知らせ願います。

消費税の値上げが来年の4月に予定されています。年度にまたがる継続費、債務負担行為、繰越明許費にどのような影響があるとお考えなのでしょうか。特に指定管理や委託業務などの事業に含まれる消費税も上がるわけですから、対応策についてお知らせを願いたいと思います。

最後は、地方交付税の職員給与分を削減し交付するということについてであります。対応については、各自治体の判断に委ねられていると思いますが、退職金の水準引き下げとともに、大きな課題の一つと考えます。財政の健全化のため、長期にわたり職員給与の削減や退職者不補充による職員数の減少、昇級、昇格制度の大幅な見直しも行ってきました。一方で、住民ニーズの多様化やシステム改革による新たな業務の増加により職員の繁忙感は限界に近いと思います。職員給与削減を前提に交付税が減額されることにどのように対応するのかお知らせください。

以上、よろしく願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総括的なご質疑を賜りました。私からは、2点目の部分につきましてお答えをいたします。非常にボリュームがあり、私にとってもさまざまな思いのある部分がありますので、若干長くなることをお許しいただきたいと、このように思います。

2点目の施政方針で掲げた3つの柱の進捗状況、そして市長公約の達成率、このことについてのお尋ねでございます。私がまず施政方針で掲げました3つの柱のうち「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」についてであります。この政策は多種多様なハード事業、ソフト事業の展開を通じて「希望のまちむつ市」の実現に向けての礎を築くという理念に基づき、平成25年度の重点分野として産業の振興及び基盤の整備、そして安全で安心な生活環境の整備、そしてまた住みよいまちづくりの推進及び教育、文化等の振興に取り組んだところでございます。個々の事務事業につきましては、新規事業、継続事業とも施政方針に掲げたとおりであります。進捗状況に関しましては、特に大型の主要事業は四半期ごとに執行計画書による状況報告を求め、それ以外の事務事業につきましても、報告、連絡、相談、要するに報連相の徹底により進行管理しており、それぞれの事務事業によって多少のばらつきはありますものの、おおむね計画に沿って進展しているものと私なりに評価をしているところでございます。

次に、「市民協働・参画の社会づくり」、これにつきましては、平成26年度までの第5次行政改革の主要方針でありまして、その取り組み方針をまちづくり理念の検討と行政運営体制の検討の大きく2つに分けて、実施計画にのっとり、行政改革推進本部でその進捗状況を管理しつつ、押し進めているものであります。

1つ目のまちづくり理念の検討では、市民とと

もに市民協働参画の取り組みを考え実践していく8つの取り組み事項を掲げておりますが、今年度末の進捗状況は4割程度となっております。新年度には市民協働まちづくり会議で自治基本条例の制定要否の検討に着手することとしておりますし、また希望のまちづくり補助金を継続するほか、地域の問題を住民自らが考えていただき、そして解決策を探るご近所知恵だし会議に力を入れ、市民活動を活性化するお手伝いをしていくこととしております。

2つ目の行政運営体制の検討では、市民協働参画に向けた職員の意識改革と機構改革を目指す13の取り組み事項を掲げておりますが、今年度末の進捗状況は5割程度となっております。今後とも広報広聴の仕組みの充実を図るとともに、職員評価制度や施策評価などの大きな制度構築を図り、人材育成のための取り組みに力を注ぐこととしております。

次に、「持続可能な財政運営」についてであります。長引く景気の低迷による所得の低下や雇用の悪化等に伴い、自主財源であります市税等の増収がなかなか見込まれない中、地方の財政は厳しい現実に直面しているわけですが、こうした状況を何とか乗り切るためにも、まずは退職者の一部不補充、借換債の発行、実施的なプライマリーバランスに留意した起債の借り入れ等による義務的経費の抑制策を継続するとともに、物件費等の内部経費の徹底的な節減を行うほか、起債の発行に当たっては交付税措置のある有利な起債の活用や市税を初めとする債権の徴収率向上の強化を積極的に図ることとしております。

また、安定した財政運営の備えとして、不測の需要に応えるため、財政調整基金の積立額、これを増額するとともに、公債費適正化に向けた減債基金の積み立てを行うほか、電源立地地域対策交付金を有効に活用するため、地域振興基金の積み

立てを継続することとしております。

私は、平成22年度決算において、黒字に転換した以降、少なくとも収支均衡のとれた財政運営にシフトできるものと、このように期待しておりましたし、この3つ目の柱の進捗状況については、議員各位を初め市民の皆様にも評価していただけるのではないかと考えておりました。しかしながら、昨シーズンの豪雪により、ようやく積み立てた財政調整基金も全額使い果たさなければならなかったことなど、財政運営上思わぬアクシデントに見舞われたわけではありますが、今後こうした地道な取り組みがやがて実を結び、そして実を結んでくるものと信じ、選択と集中の理念に基づきながら財政の健全化を推し進めてまいり所存でございます。

次に、私の公約の達成率についてのお尋ねであります。私の公約に関しては、数値目標を立てているわけではございませんので、達成率を数値でお示しすることは難しいわけですが、着実にその歩みを進めている感じは私自身持っております。今年度、長期計画にうたう各施策についての重要度と満足度をはかる市民満足度調査を実施いたしました。その結果、28施策項目の満足度は5点満点の最高3.92点、最低点2.66点、平均では3.36点となり、全体の点数としては満足または不満とする中庸で、どちらとも言えないという結果となったところであります。今後特に重要度が高いと判断されているのに満足度が低い結果となった施策項目については、これまで以上に力を入れて取り組むとともに、新年度からは行政評価を事務事業評価から施策評価まで拡充して検証する体制を整え、満足度の高い行政運営を目指し、多くの市民の皆様が住み続けたいと思えるまちづくりにさらに意を用いてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

少々長くなりましたけれども、私の思いを伝え

させていただいた次第でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、お尋ねの1点目、予算の積算に係る従来との違いについてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本予算は長期総合計画基本構想及び各実施計画等に基づいて編成しておりますものの、自主財源の厳しい当市の状況から、計画の全てを達成するという事はなかなか困難な状況にあります。したがって、市民サービスの向上を最優先に選択と集中の理念に基づき、限られた予算の中で計画の達成に近づけるよう努めているところは、そういう点では従来と同様の手法でございます。ただ、今般は今までいただいたさまざまなご指摘等を踏まえ、全ての事務事業について既成概念や前例にとらわれることなく、またゼロベースからの見直しを行い、徹底的な無駄の排除に重点を置いた予算の編成に取り組んでまいりました。また、職員には一人一人が財政運営にかかわっていることを十分認識した上での予算要求を行うよう求めたところであります。攻めるべきところは攻め、守るべきところは守りながら、この不安定で厳しい財政の局面を乗り切り、「希望のまちむつ市」へ邁進できるよう安定した財政基盤の構築と持続可能な財政運営に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ちょっと順番が変わりますけれども、お尋ねの3点目、公共施設インフラの維持更新についてのお尋ねにお答えいたします。公共施設とインフラにつきましては、行政サービスの維持及び向上の観点から欠くことができないものであります。施設の老朽化や利用者の減少、あるいは合併によって同類の施設が存在するなど一層の利用促進とともに、施設の統廃合を含めた効率的なあり方を検討し、それらを踏まえた計画的な改修が必要であるものと認識しております。当市におき

ましても、高度経済成長期に建設されました公共施設は老朽化が進みつつありますことから、将来の財政運営に及ぼす影響を考え合わせながら、施設の再編、統合、再利用等に加え、どのように維持管理していくかが重要な課題となってきております。このようなことから、現在これら公共施設を対象としたファシリティーマネジメントの導入を目指し、各施設の状況把握に努めておりますが、今後は施設の利用状況、資産価値及び管理効率等の評価項目をこれに照らし、施設の統廃合あるいは老朽化への対応等今後計画的に進めていくこととしております。

また、橋りょうや市営住宅につきましては、既に長寿命化計画を策定いたしまして、計画的な改修に向けて取り組んでいるところでもあります。したがって、現段階ではまだ具体的な進捗状況をお示しできる状況にありませんが、ファシリティーマネジメントの導入等により、公有財産の管理体制が構築された際には、施設全体とその維持管理状況等についてお示しできるものと考えております。

次に、お尋ねの6点目になりますが、消費税の引き上げが年度にまたがる継続費、債務負担行為及び繰越明許費に及ぼす影響についてのお尋ねでございます。まず、継続費でありますけれども、予算で定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができるものでありますので、その年割額に係る歳出予算の経費のうち、当該年度に支出を終わらなかったものにつきましては、継続年度の終わりまで逡次繰り越しして使用できるものであります。消費税の引き上げに伴います継続費の変更につきましては、設定時において経費の総額、施行年限、年割額の定めがその要件とされておりますことから、設定年度経過以降、補正予算の手續により変更することは可能となっております。

一方、債務負担行為につきましても、同様に予算の内容として設定されるものでありまして、単に債務を負担する権限を付与されていることにすぎないものですが、設定年度経過後における変更はできないこととされておりますので、消費税率の変更に伴い、限度額を引き上げる必要がある場合は新たな債務負担行為の設定が必要となります。

さらに、繰越明許費につきましても、同様に年度経過とともに予算の効力を失うこととなりますので、翌年度において補正予算での措置が必要となります。したがって、消費税の引き上げに伴う影響につきましては、指定管理制度や委託業務にかかわらず、これらの要素を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 次に、4点目の一括法による権限移譲への対応策についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほどの議案第4号の質疑においてもお答えしましたとおり、第1次一括法及び第2次一括法の施行による対応につきましては一区切りとなりましたけれども、今後も国の義務づけ、枠づけの見直しによる条例整備、権限移譲への対応は継続していくこととなります。この一括法の施行によりまして、住民に最も身近な行政主体である市町村が自らの判断と責任において行政を実施できる体制が整備されることとなりますが、それには議員ご指摘のとおり、地域住民のニーズの反映と対応する職員の資質向上に力を入れることが必須となるものでございます。一括法の施行による事務量の増大につきましては、職員の法務初め各分野の専門性の強化が重要と考え、人材育成の強化と適正な人事配置に努め、業務の多様化、専門化へ対応するための組織構成のあり方の検討を進めて対

応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、7点目の職員給与削減を前提とした地方交付税の減額について、どう対応するかについてでございますが、国は平成24年度、平成25年度の2カ年にわたり、平均7.8%の給与削減を実施中でございますが、平成25年1月に地方公共団体にも同様の措置をとるよう地方交付税の削減と相まった形で要請されております。今回総務省では、今回の要請は単に地方公務員の給与が高いから、あるいは単に国の財政状況が厳しいから行うものではなく、現下の最大の使命である日本再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするとして、また今後消費税増税について国民の理解を得て進めていくためには、まずは公務員が先頭に立って隗より始めよの精神で取り組む姿勢が大事としていて、具体的には先ごろ発表されました平成24年のラスパイレス指数の数値を根拠に100を上回っている地方公共団体は、その差を埋める分の給与削減と、加えて期末勤勉手当は一律に国と同様の措置をとるよう要請しております。これまで独自の管理職手当の削減や定員削減などを行ってきた当市でございますが、やりきれないところもございまして、日本再生に向けた災害復興を第一義としながらも、たび重なる給与削減措置となるだけに、どうすべきか、もう少し情勢を見きわめたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） ここで午後2時48分まで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 齊藤孝昭議員のお尋ねの5点目のうち、むつ市教育振興会並びに脇野沢農業振興公社に係る新公益法人制度への移行申請の状況及び今後の経営見通しについてのうち、むつ市教育振興会部分についてお答えいたします。

公益法人改革により現在の法人は平成25年11月30日までに新制度における公益法人か一般法人への移行申請を行わなければなりません。むつ市教育振興会につきましては、新制度における一般財団法人としての移行申請を平成24年3月30日に行い、審議会において申請内容を可とする答申が既に出ており、近く認可証が発行される見込みであることから、平成25年4月1日付で現在の特例民法法人の解散登記と同時に一般財団法人の設立登記を行う予定であると伺っております。

また、今後の経営見通しについてであります、公益性を重視した一般財団法人として新制度における法人移行後もこれまでと同様の経営内容を維持することが可能な見通しと伺っておりますので、一般会計からの繰り出しは不要であるものと考えております。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（猪口和則） 齊藤議員お尋ねの5点目のうちのむつ市脇野沢農業振興公社の新公益法人制度への移行申請状況及び経営見通しについてお答えいたします。

現在むつ市脇野沢農業振興公社では、新制度における一般社団法人への移行に向けて、定款の見直し作業を行っているところであり、新年度早い時期に移行申請の手続を行うと伺っております。また、今後の経営見通しについてであります、平成23年度の単年度決算では黒字を計上し、平成24年度の単年度決算でも黒字を計上する見込みであり、経営努力による改善の跡が見られてきてい

るところであります。

新制度の法人への移行後におきましても、経費の節減や経営の合理化が図られるものと思われま

す。したがいまして、一般会計からの負債の穴埋めをするような繰り出しは考えてございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回の予算の施政方針の中には、エネルギーの安定供給は最重要課題の一つ、原子力エネルギーの利用については安全を第一義としながら進めていかなければならない、こういう形で結んでいるのですが、そこでちょっと基本的なことを聞きたいのですが、むつ市は今現在どのぐらい電気を使用している地域なのかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

それと、逆に電気を大量に消費している首都圏、工場とか莫大にあります。そういうところで施政方針に原子力は必要としている自治体というのはあるのかどうか、施政方針にそういうのをうたっている自治体があるのかどうかというのをちょっと私は今疑問を持ちまして、市としてはどの程度つかんでいるのかなというのをお聞きしたいなというふうに思います。

それで、電気をさほど私は使っていないと思うのですが、6万3,000人の自治体が日本全体のエネルギーを論じるというのはかなり無理があると思う、ギャップがあり過ぎる。それこそ日本のエネルギー全体を心配しなくてはいけないのは首都圏のほうなのです、どうするのかと。だから、この施政方針を読む限り、日本のエネルギーの責任をむつ市が背負っているような、何かそういうふうにも読める施政方針になっているものですから、それよりもむつ市の身の丈に合った施政方針と、私はもうちょっと現実を見て、むつ市にとっ

て日本全体のエネルギーがかなり大事なもののなのですか、そうでないでしょう、もっと別な大事なものが、もっとやるべき大事なものがあるのではないかなと、やっぱりそこら辺にもうちょっとシフトして、身の丈に合った方針とすべきではないかなと思いますので、そこを市長のほうにお聞きしたいなと。

私は、その背景には、一言も出てこないのですが、多分原発関連のいろんなお金が欲しいのだなというのがその背後には見えるのですが、それ一言も書いていないです。もしそういうことが欲しいのであれば、率直に申し上げたほうがいいのではないかと、我々はお金がない、だから欲しいのだと、今までどおりのものはきちんとよこしてくれと、これはやっぱり率直に言うべきではないかなというふうに思います。そここのところをお聞きしたいなと思います。

ちょっと別の問題ですが、今度は道の駅に入りますけれども、予算ではいろいろ道の駅の部分も予算計上しておりますからお聞きしたいのですが、私らは新聞報道でしか知らないのですが、実際にどこに設置するのかというのを詳しく教えてもらいたい。それと、敷地面積、あと建物の面積はどのぐらいの規模の建物を建てるのか。その建てる土地は誰の土地で、もう買収は完了しているのかどうかというところをちょっと、平米どのくらいで買収をする予定なのか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

道の駅は、新聞によりますと、県が設置して市が運営と書いてあったのです。ですから、ほとんど整備だとか土地の買収、建物建設は私はもう県が全部やるものかなと、その新聞報道では、そう考えたのですが、ところが市の予算を見ると、道の駅整備基本構想策定事業費268万円が市の出費となっているので、これはどういうことかなと。県が全て出費するのではないのかなというふうに

思います。

また、運営費、建てた後の維持管理費、この運営費はどのくらいを予定しているのか、これちょっと、以上お聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大きく2つのお尋ねがございました。

まず1点目のほうの一般施政方針に関連して、そして2点目の道の駅のほうでございませうけれども、先ほどもたしか議長のほうからご指摘されて発言が中途になりましたけれども、横垣議員、市道の部分もございましたけれども、そこでも若干誤解があったのではないかと、こういうふうに思います。道の駅の用地を取得したのか、そして幾らで買収したのかというふうなお尋ねでございませうけれども、これから基本構想をつくって行って、そして議会に予算案として用地の取得、そしてまた建設等、そういうふうなもののご審議をいただいた後に進めるというふうなことでございませうので、先ほどの市道と全く同じような、その際ちょっとあえてお話をしませんでしたけれども、誤解が2つ重なってくると、やはりお話をしておかなければいけない、こういうふうに思いましたので、あえてその道の駅につきましての誤解の部分を解消していただくために発言をさせていただきます。

道の駅その余につきましては、担当からお答えいたします。

そして、1点目のこのエネルギー、施政方針につきましてのエネルギーの部分でございませうけれども、横垣議員のお話を、ちょっとその文脈をばらしてみますと、非常に私自身、んんっというふうなところもありますし、ありがたいなというふうなご発言、この趣旨を感じている次第でございませう。「電気料をさほど使用していない6万数千人の自治体が」、ここのところが私は感じ、光栄

に思うところでございます。日本全体のエネルギーを論じる、そういうふうな形でご評価をいただいているということは、非常に私は光栄でございます。やはりこういうふうな八百数十の自治体の中で、非常に大きな都市もあるわけでございますけれども、そういうふうな6万3,000人、6万4,000人、全体的には小さいほうの自治体になるかと思えますけれども、その自治体の長が日本のエネルギーの全体を発信しているというふうなことを横垣議員が肌で感じていただいて、そういうふうな形で日本全体のエネルギーを論じているというふうなご評価をいただいている、それには非常に光栄に存じます。

しかしながらというふうなことで、そこに無理があるというふうなところ、この部分は横垣議員の感じ方であろうかと思えます。私は、そういう意味では、その無理があろうというふうな部分は、やはりいかに小さくても、一人であろうとも、その部分においては発言すべきところはする、そしてその部分で民主主義というルールの中で議論をしていただく、これがやはり我々今この時代に生まれて、そして育て、民主主義という一つの大きなルールの中で政治、社会が動いている中では、この部分は大いに発言してしかるべきものだと、私はこのように思います。そのところを自虐的になり、そしてまた保障されている憲法での発言の自由、思想の自由、そういうふうなものまで制限するような趣旨の発言というふうな部分は私はいかがかと、私はそのように感じているものであります。

そしてまた、この部分では私は先般行政報告の中でもお話をさせていただきました。昨年は2030年代、原子力をゼロにするというふうな形、そして国民的議論をしなければいけない。そういうふうな中で、立地のこの思い、これまで取り組んできた姿勢、この部分を何としても我々は中央

に届けなければいけない。そういうふうな形で立地4市町村及び周辺をひっくるめましての8市町村でそれぞれの立場、この部分を、立地のその施設もさまざまな性格の立地が、施設がございます。そして、周辺では道路の要望等もございます。そういうふうなものをひっくるめて中央に届いていない声、中央にない声、中央でおろそかにしている声、そういうふうなものを我々がこの国内にいては、しっかりとこれ伝えるべき責務があるということで一致協力をして国のほうに、そして政権与党のほうに訴えてきました。そして、その後政権が交代し、新たなエネルギー政策を構築していかなければいけないという報道がございましたので、この部分において、また新たなキックオフされたのだということで我々は4市町村でその活動をしておるところでございます。

そういう意味で、横垣議員の文脈をちょっと分解しますと、光栄な部分もありますけれども、誤解をされている部分もあるし、しかしながらちっぽけな声でも届けていくというふうなものは、横垣議員の所属する立党の精神、この部分でも弱者、その部分で大きく声を上げていかなければいけないだろうと。消費地だけで考える問題ではない、供給している地方でもしっかりそのことを考えていかなければいけないという発言は、私は強く上京のたびに訴えさせていただいています。

この部分では、私は非常に矛盾を感じるころがあります。なぜ消費地が、あの電気をいっぱい使っている産業の集積している都市が、もっともこの原子力について安全を第一義として推進を、必要な電源として確保していかなければいけないという発言がなされないのかという、非常にその部分も私率直な意見として、国、そして政府、そしてまた政権与党には相伝えさせていただいておるということを申し添えさせていただきます。

それから、原発マネーが欲しいのかと、素直に

言ったらいいのではないかというふうなご発言で
ございますけれども、これは法のもとで立地自治
体、また隣接自治体に交付されるものでございま
すので、それを我々は交付を受けたものを有効に
地域の福祉発展のために現在も使わせていただい
ております。かつては、横垣議員もご承知のとおり、ハード部分、この部分だけが交付の対象になりましたけれども、今では横垣議員もさまざまな形で乳幼児医療の拡充、そういうふうなものに非常に着目しておるわけでございますので、私どもはそういうふうな政策にもこういうふうな交付金を充当させていただき、そして福祉向上にも使わせていただいておりますということをあえて発言をさせていただきますと、このように思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市長答弁に補足させていただきます。

むつ市の電気使用料につきましては、平成21年から平成23年までの3カ年の平均でございますけれども、年間約3億キロワットアワーと伺っております。

次に、首都圏での施政方針に原子力は必要としている自治体はあるのかとのお尋ねでございますけれども、これについては把握しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員の道の駅はどこに設置するのか、敷地面積はどのぐらいか、建設の面積はどのぐらいか、その土地は誰の土地で、買収は完了しているのか、平米幾らで買収したのか、また道の駅は県が設置し市が運営と報道があったが、なぜ道の駅整備基本構想策定費268万円が市の出費となっているのか、県が全て出費するのではないかと、また運営費はどのぐらいかにお答

えいたします。

予定地につきましては、国道279号バイパスと国道338号バイパス及び建設が進められている下北半島縦貫道路むつ南バイパスが接する付近を考えておりますが、施設の機能につきましては、基本構想の中で確定していくこととなります。したがって、現段階で敷地面積、建物の面積、土地の所有者や運営費等についてはお示しすることができません。また、道の駅建設に向けては、市が基本構想を策定するものであることから、策定費用は市が負担することとなりますが、基本的な部分であるトイレと駐車場の一部、道路情報等の機能部分については県のご協力がいただけるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 最初のまずエネルギーの部分であります、私も電気を大量に消費している首都圏の各自治体、全部調べるには膨大な時間が必要なので、私も調べて施政方針見る限り、ちょっと見つけることができなかつたです。原発のゲの字もない、ほとんど。これは、また私はこの件については一般質問通告している、そのときにまた詳しくやりたいと思いますが、そういうことです。大量に消費している人が、ほとんどどこから電気が来ているのか、余り興味がない。ただ、循環社会だとか、電気を、再生可能エネルギーをどうするか、そういうのについてはかなり議論はされている自治体がありますけれども、やっぱりここが私本来論じるべきところを全然論じないで、全然電気、3億キロワットアワーですか、この程度、東通村のほうは風力発電、むつ市の世帯の半分近くまで何か賄えるくらい風力発電が立てられていますけれども、それこそもう地元で電気の地産地消できるくらい下北半島はそういう再生可能エネルギーの普及が進んでいる地域ですけれ

ども、逆にそれでも間に合うぐらいの消費地が日本全体のエネルギーを論じているというのは、市長は認めませんけれども、宮下市政になってから、この論調が続いているのですよね。今までどうもおかしいなど。何でこんな小さい自治体が日本の全体のエネルギーのことを心配しなくてはいけないのか。工場が海外に行ってしまうとか、それを心配しなくてはいけないのは東京のほうなのです。むつ市の首長がやるべきことは、やっぱりむつ市民のために、むつ市の経済発展のためにどうしたらいいか、これをやっぱり打ち出していかなければいけない。日本のエネルギーを心配するのは、やっぱり全然二の次、そういう発想でやっぱりむつ市のことをもっとぎりっとやってもらわないと困るのです。

（「むつ市のことを考えているからやっているのでしょうか」の声あり）

○2番（横垣成年） 日本全体のエネルギーを考えるのはむつ市でないのです。6万3,000人の自治体が考えることではないのです……

○議長（山本留義） 横垣議員、質疑は理事者側をお願いします。

○2番（横垣成年） はい、済みません。ということは、市長としてはやっぱりそこは認識しなくてはいけない。おかしいと思いますよ、これ。本当に何かむつ市民を、まるでそういう文言で洗脳している、そういう何か言い方する方もいますよ。そういう言い方をする市民もいますよ。だから、むつ市はむつ市に合ったやっぱりこの現状を把握して、それに基づいた施政方針。例えば東通村ではないですけども東海村、ここの施政方針、本当に現状を見てなかなかよくできている施政方針だと、むつ市もよくできている施政方針で、職員も努力されておりますが、例えば東海村は、「今後は、これまでの原発誘致のような1次方程式の

まちづくりではなく、2次・3次方程式を解けるまちづくり、直ちに経済的な効果は期待できないが」……

○議長（山本留義） 横垣議員、議案第22号に対しての質疑を簡潔にお願いいたします。

○2番（横垣成年） はい。だから、原発誘致一点張りでないやっぱり施政方針を掲げて、どうしようかというのを、議論を活性化しようということ。で今、これは平成24年度の施政方針ですけども、そういうむらづくりに変わってきている、これは原発事故をきっかけにです。だから、そういう流れに日本全国がなっているのに、むつ市が相も変わらず原発推進で現状を分析しているというのは、本当にこういう方針で大丈夫かなと私は思いますから、そこのところをもう少し市長のお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

道の駅のほうであります、これから買収だとかそういうのが始まるということですが、あのぐらい新聞で報道されてしまって、例えば地権者が、これはちょっと売れませんよという可能性も十分ありますよね。だから、そこのところ、もう当然地権者とは合意があつて、ああいう報道が私はされたのだなというふうに思いますので、そこのところを、十分もうここは用地はもう買収可能などころなのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。このぐらい予算計上もして、新聞にも報道されておりますから、もう十分地権者とは内々に合意はできている計画であるから、こういうふうに公表したのだというふうに思いますから、そこのところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまは平成25年度の一般会計の予算につきましての総括質疑でございますので、余りエネルギー全般にわたりますと、議長からお叱りを受ける形になりますので、ただお

尋ねの部分だけについてお答えをさせていただきたいと、このように思います。

どこから電気が来ているのか、消費地では興味がないと。全くそのとおりだと思います。そのためにやはり供給地がしっかりと発言をしていて、その部分で消費地と供給地、両方の話をエネルギー政策の部分での決定の中のシナリオの中にしっかりと取り入れてもらうべく私は発言を繰り返させていただいているということでございます。

それから、2次方程式、3次方程式、これ高次方程式が横垣議員ご存じだと思いますけれども、高次方程式ではなくて、そこまでのレベルの高いものではないのではないかと。連立方程式、2元連立方程式、こういうふうな形の連立方程式程度ではないかなと、こういうふうに思います。一方が形がなくなると、一方が生まれてくる、やはりこれは2つの2元1次方程式、2元1次連立方程式、その程度のものでないのかなと。私は、2次方程式、3次方程式までは解けますけれども、それ以上の方程式はちょっと解けませんので、私はこの連立方程式にとどめて、この解を求めていきたいと、このように思っております。

東海村の話が出ました。東海村の村長さんは東海村の村長さんのお考えで、その施政方針をつくられて発表になられたと思います。この部分について、私はとやかく申し上げる立場ではないということは十分ご理解いただけるものだと思います。他の自治体でございます。私がほかの自治体から、むつ市長のこの施政方針、これいかなものかと言われることは、これはちょっとお門違いですと、こういうふうなお答えをせざるを得ませんので、やはりその部分においては、それぞれの自治体の中で、そこには自治があるわけでございますので、まさしく自治体でございますので、その自治体の長たる者が負託を受けて行政を進め

る中でのその1年度分の施政の方針を述べるというふうなこと、これについて私はとやかくお話をする立場ではございません。この部分で回答とさせていただきます。

また、道の駅の部分でございますけれども、用地交渉、これはもう済んだのかというふうなことのご趣旨だと思いますけれども、下ごしらえは進めております。そして、ある程度のご理解とご理解をいただいたものであるというふうな形がなければ、ぼっと出したところで、これ用地の交渉があります、そして基本構想も、そうしますと策定ができないと。非常にこここのところは微妙な形でのキックオフの時期、そしてまた発表の時期、そして議会への上程と、こういうふうな形になってくるものだと、このように思いますので、余りこれあれしますと、さまざまな障害が出てくる可能性もありますので、ご賛成をいただけるならば、この部分でとどめていただければなと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 施政方針についてですが、やはり最初のボタンをかけ違えれば、ずっとかけ違っていきますから、そこは確認させていただきたいと思いますが、このようにエネルギーを心配して、原発は必要なのだという結論で結んでいる方向でずっと宮下市政がいくのであれば、この論理でいくと、原発から出てくる使用済み燃料、これはどこか引き取る場所がなくて困る、むつ市は原発が必要だから、ではそれを受けましょうと、こういうふうな安易な形で、これ強く原発推進をしようとしている市政であれば、そういう形で見られてしまいますよ。むつ市は、原発に理解があるむつ市だと。

○議長（山本留義） 横垣成年議員、予算でありますので、その辺にとどめてお願いいたします。

○2番（横垣成年） わかりました。一般質問をや

る予定ですから、ここはまたその部分でやって、そここのところはやっぱりセーブをきちんとするような形の方針にしておかないと、何でももう受け入れてしまうよという形になることをちょっと私は大変危惧しておりますので、そここのところの考え方もお聞きしたいなというふうに思っておりますが、市長、ちょっと一言最後。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） お尋ねのご趣旨がよく理解できないわけでございますけれども、多分何でも受け入れるというふうな言い方がちょっと耳にとどまっておりますので、何でも受け入れる、何でも進めなさい、行け行けというふうなことではございません。これまでの各種要望、そしてまた施政方針、こういうふうな中でもしっかりと、施政方針の中には安全というふうなことは書いてあったのでしょうか。

（「書いていた」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 書いていた、ちゃんとわかっていただけた、そういうふうな形で安全を第一義に、もうこれは本当に安全が第一義でございます。一昨年3月11日のそれ以降の福島事故、これをやはり我々はしっかりとした形で教訓としているわけでございますので、その部分でしっかりと安全を第一義に、そして必要な電源としての原子力発電、そして及びサイクル事業、これを堅持してほしいというふうなことを繰り返しお話をさせていただき、丸のみではございません、決して丸のみの形で容認をしているわけではございません。言わせてもらうところは言わせていただいておりますし、しっかりと話はさせていただいておりますつもりでございます。これは、多分推測するならば、何でも持ってきてずっと置けよと、そういうふうな、何かそういうふうなニュアンスを感じるわけで……

○議長（山本留義） 市長、その辺で……

○市長（宮下順一郎） 決してそういうふうなことではないということをお伝えをさせていただきます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） まず、歳入のほうにつきまして臨時財政対策債11億5,569万2,000円は、これは本来交付されるべき地方交付税、普通交付税の不足分と考えてよいのかどうか。

それに関連しまして、地方債の平成25年度末現在高の見込額は、資料によりますと377億4,858万4,000円というふうにあります。このうち臨時財政対策債を初めとする国の財源不足による地方債の借り入れ残高というのは幾らになるのでしょうか。

次に、先ほども質疑ありましたが、本年度の地方交付税の見込額は、国が求めている地方公務員の給与削減分を含んだものと考えていいのかどうか。

あと国庫補助金、県補助金の電源立地地域対策交付金の本年度の主な使い道はどのようになっているのか。また、何回かの場面でお話をしておりますが、持続可能な財政運営の観点から中長期的な財政計画をやはり公表すべきではないかと考えますが、現時点でのお考えをお願いいたします。

新年度の新規事業の中から1つだけお尋ねをしたいと思いますが、今も質疑ありましたが、道の駅の建設について、その概要につきましてお聞きしたいと思います。先ほど若干触れていたかと思いますが、この道の駅につきましては、これまでたくさんの議員あるいは市民の方々が多く望んできた施設であろうと思っておりますし、今お話をされた建設予定地についても、現状のむつ市を見た場合には適地であると私は感じておりますので、その道の駅の概要につきまして、もう少し話すこと

ができるのであればお願いをしたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目、臨時財政対策債は普通交付税の不足分かということについてのお尋ねでございます。これにつきましては、議員お見込みのとおり、普通交付税の代替財源となる地方債でありまして、元利償還金の全額が翌年度以降の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

次に、お尋ねの2点目の国の財源不足による地方債の借り入れ残高についてでございますが、国の財源不足に伴う地方債として明確なものは、議員お尋ねのとおり、臨時財政対策債でありまして、平成25年度末の見込み現在高377億4,858万4,000円のうち117億6,044万3,000円と試算しております。

それから、お尋ねの3点目、地方交付税の見込額は給与削減分を含んだものかという点についてでございますけれども、先般政府は地方公務員の給与カットを前提に平成25年度の地方交付税を削減する交付税法案改正案を閣議決定したところでありますが、予算編成の段階ではどのようなスキームになるのか、明確な情報が示されていなかったことから、当時におきましては、今年度の算定結果をベースといたしまして、基準財政需要額の算定要素であります単位費用に含まれている人件費に国家公務員の平均削減率と同様の7.8%を減じた上で、基礎数値の入れかえ等を行い見込額を算出したところであります。

次に、お尋ねの4点目、電源立地地域対策交付金の主な使い道についてであります。平成25年度におきましては、保育サービス提供事業、消防活動提供事業、健康推進事業、予防接種助成事業など、これまでの充当事業を基本的に継続するとと

もに、新規の充当事業も加え、さらなるサービスの拡充を図ることといたしております。新年度におきまして活用する事業は、全部で24件を予定しております。新規事業といたしましては、トラクター等を更新する市営牧野農作業機械整備事業、それからロータリー除雪車やホイールローダー等を購入する道路維持管理車両整備事業、小中学校に小型除雪機を配備する公共用施設除雪機械整備事業、それから消防車資機材車を更新する消防車両整備事業、中学校教育用パソコン等更新事業、小中学校体育館屋根改修事業などとなっております。

次に、お尋ねの5点目、中長期的な財政計画の公表についてであります。中長期的な財政計画の策定につきましては、これまでも議員からお尋ねをいただいていたところでありますが、ご承知のとおり当市の財政状況は自主財源に乏しいことなどから、平成22年度決算においてようやく赤字から脱却できたところでありますが、この大きな要因となっておりますのは、まず人件費を初めとする内部管理経費との抑制はもちろんでございますけれども、やはり電源立地地域対策交付金をソフト事業に活用していることによる一般財源振りかえ効果にもあったのではないかと分析いたしております。

しかしながら、このたび政権が交代したとはいえ、国のエネルギー政策の方向性がいまだ明確に示されておらず、ほとんどの原子力発電所が停止している中であって、この先原子力関連施設が従来どおり維持されていくのか、また新設についても計画どおり進められていくのか、全く不透明な状況にありますことから、歳入に占める原子力関連の交付金の比重が大きい当市の財政構造を踏まえた場合、この方向性がある程度見通せる状況となるまで中長期的な視点での現実的な財政見通しという点ではなかなか策定が難しいと言わざるを

得ないところでございます。いずれにいたしましても、中村議員のご指摘は至極当然のことです。市といたしましても、常に財政計画の策定を念頭に置きながら、国の動向等の情報収集に努めまして、時期が参りました際にはいち早く議員各位を初め市民の皆様にご公表したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 中村正志議員の新規事業の道の駅建設についての概要についてお答え申し上げます。

先ほど横垣議員のお尋ねにもお答えいたしました。国道279号バイパスと国道338号バイパス及び建設が進められている下北半島縦貫道路むつ南バイパスが接する付近に道の駅建設を計画するものであります。建設に当たっては、3つの基本的な機能であります休憩機能、情報発信機能、地域連携機能のほか、災害時の物流の拠点となり得る防災機能を備えた道の駅として計画するものであり、24時間トイレやトイレ利用者の駐車場、道路情報発信機能については県に建設していただくよう努力してまいります。

また、産業の振興を図るための地域連携室及び災害時の物流の拠点となり得る施設等につきましては市が整備することとなることから、国・県等の補助事業を活用して整備してまいりたいと考えております。

なお、概要につきましては、基本構想策定工程の中で決まっていくこととなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 最初に、臨時財政対策債についてお聞きしますが、地方財政計画によりまして、地方交付税の総額が決定されているわけですが、その財源は国税5税の一定割合とされておりますが、現在この交付税原資が慢性的な不足

をしている状況でございます。その結果、今答弁いただいたように、むつ市でも臨時財政対策債による多額の借入れを強いられております。先ほどの答弁にもありましたが、この返済につきましては地方交付税制度の枠組みの中で処理することになっておりますが、将来の財政運営に与える影響が大いに心配されるところでございます。

「持続可能な財政運営」をむつ市の大きな柱の一つとしておりますが、このような現状についてのどのように市長は捉えておりますか。また、国に対してどのようなことを望みますか。これが1点でございます。

次に、地方公務員の給与削減分についてでございますが、今の答弁でいきますと、7.8%で見込んでいるということ、先ほどは削減につきましてはもう少し考えたいというような答弁でありましたが、地方交付税見込額に見込んでいるということは、どうなのでしょう、どちらかという、気持ちこそちらに傾いているというふうな捉え方をしてもいいのでしょうか。これに対しましては、私は何点か疑問点がありますので、決定をするまでには、市といたしましても、その疑問点についてのある一定の答えを出していただかないと議論なり決議することができないと思いますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、答弁にもありました、これまで国をはるかに超える地方自治体の行財政改革の努力について、今回の部分につきましては適切な評価をしていないと私は感じております。その点については、どういうふうに考えているのか。また、今回の部分7.8%といいますと、人事院勧告を超える引き下げということになるかと思うのでありますが、これは果たして適切なのかどうか。また、地方自治体の給料を下げるということで、地方の民間企業の給与あるいは地方経済に与える影響というのはどうなのか。最後の部分も地方固有の財源であります

地方交付税を、ちょっと言葉が適切かどうかあれなのでありますが、国の政策目的を達成するための手段として使っているのかどうか。これらの疑問点について、これから考えて結論を出していくのだとは思いますが、現時点でもしお答えできることがあればお答えを願いたいと思います。

次に、電源立地地域対策交付金につきまして、これに関連しまして、市長は電気料の還元について調査研究をしていくというふうなことを表明しておりましたが、できる、できないは別として、その調査研究が現在進んでいるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

中長期的な財政計画についてであります。私これ今回は公表すべきではないかというふうな聞き方をしました。前回までですと、策定するべきではないかというふうな聞き方をしておりました。あるところでお話をしていると、大体の自治体は中長期的な財政計画というのがあるはずだと、それがなければ予算編成、あるいはそういうようなものをするのは難しいはずだというふうなお話を聞きました。では、むつ市でも本当はあるのか、ただ、公表できないだけなのかというふうなことを考えまして、今回は公表すべきではないかというふうな聞き方をさせていただきました。いろんな要素がありまして、現時点では難しいというお話でありました。ただ、赤字解消計画を進めていた時期と比べて、そんな大差はないのではないかというふうに私は感じておりますので、その点につきまして、もう一言だけご答弁をいただきたいと思います。

道の駅の建設につきまして、予定されております地区は、以前その地域の方々が日常的な買い物に不便をしているということで、商業施設が欲しいというふうな要望等もございました。今回その点も踏まえまして、この道の駅の建設に関して周辺地域の住民と今後意見交換等をしていくとい

うふうな考えがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それと、今回道の駅、今その機能についてご説明をいただきました。休憩機能、情報発信機能、地域連携機能、そして災害対策機能ということで道の駅を建設すると。そうしますと、近くに類似施設等々がございまして、今後それらの施設とのすみ分けをどうしていくのかということです。まさかりプラザでございまして食堂、あるいは物販というふうな機能がございまして。来さまい館でありますと、観光情報発信というふうな機能がございまして。また、ことし進めます北の防人の観光交流センターというふうな、若干機能がかぶるといふふうな施設になろうかと思っております。そこら辺のすみ分けと、あるいは既存の施設の特徴を今後どのように出していくのか、そこら辺のお考えがございましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 今中村正志議員の質疑の中で、電源立地地域対策交付金の電気料還元の質疑がありました。一般質問の中にそういうのがありますので、答弁者はその辺を配慮しながら答弁をお願いいたします。市長。

○市長（宮下順一郎） かなりのボリュームのあるご質疑でございます。答弁漏れがありましたら、ご指摘をいただければと思います。順番があちこち逆になりますけれども、お許しをいただきたいと思います。こう思います。

まず、臨時財政対策債、この部分においてどう思うのかと、感想を述べなさいということでございますけれども、これは本来は市の自治体のほうであれなければいけない、ところが国のほうもやはり財政が厳しいというふうなことで、その部分についての起債、こういうふうなものを認めると、普通交付税の不足分についてということでもあります。この部分は、当然翌年度から普通交付税に算定されてくるというふうなものであります。

これに頼るのはどうかというふうなことであろうかと思いますが、頼らざるを得ない状況であるということでご理解をいただきたいと、こう思います。それは、やはり自主財源が当市にとって約25%、24.8%だったでしょうか、まずは4分の1しか自主財源がないという中で、非常に苦しい財政運営をしているというふうなことでございますので、詳しくは担当からお答えをいたします。

それから次に、給与の削減のことでございます。この部分につきましては、総務大臣からことしの1月28日付で、市町村長、そしてまた知事宛に文書が発出されておまして、先ほどどなたかの質疑の中でもお答えいたしましたけれども、こういうふうな文書でございます。「今回の要請は、単に「地方公務員の給与が高いから」、あるいは、単に「国の財政状況が厳しいから」行うものではありません。現下の最大の使命である「日本の再生」に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものであります」と。そして、「今後の国・地方の公務員給与の在り方については、地方の参画も得て検討していきたい」と、このような文書が届いております。そしてまた、地方交付税が、そういうふうな形で地方財政計画の中で減らされていると、そのとおりでございます。

さあ、そこでどういうふうな対応をしていくのかということになりますけれども、非常に厳しい対応をせざるを得ないのではないかと、厳しい判断が求められるであろうと、このように思っております。その中で、ラスパイレス指数103でございます、むつ市は、103というふうなのは、国家公務員が7.8割って103でございます。その前は94.幾つ、95未満でございます。これで当然我々は、我々なりの絞るところは絞り、そしてまた減らすところは減らし、行政改革を相務めてきた

と、こういうふうには私自身感じておりました。しかしながら、国が7.8削減したことによってラスパイレス指数が103というふうなこと、こういうふうになったというふうなことは、なかなかこれは我々にも厳しい判断が求められるのではないかなと、そのように思っております。

7.8%が適切かどうかというふうな判断、これはどうなのかということでございますけれども、やはりラスパイレス指数、これが基準になるのではないかと、このように思っております。103でするので、3くらいは、これはあれしていかなければいけないのかなと思いつつも、しかしながらもう国では地方財政計画の中でも減らして交付税算定しているわけでございますので、そういうふうなところ、非常に悩ましい問題であるというふうなのが現在の心境でございます。

そしてまた、中村議員、やはりさまざまな状況をおもんばかってのご発言の中で、私はこんな発言を表現として、ちょっときついかもわかりませんが、地方交付税、特別交付税、そういうふうなものが何か人質にと、人質というふうなご発言はなかったわけでございますけれども、そういうふうな形で、そこにペナルティーがやはり心配されるのではないかと、そういうふうなご懸念の様子、そんなところを私は中村議員のご発言の中で感じ取ったわけでございます。当然それは出てくるものではないかなと。やはりそれは上位の組織として下位の組織をそういうふうな形で、いじめるという表現はおかしいのですけれども、そこにさまざまな形で圧迫感を感じさせるというふうなことは私はいかがかなと思います。思いますけれども、やむを得ない部分もあるのではないかなと。しかし、まだまだ私は納得できない部分、それは先ほど中村議員もこんなことはどうだろうかと幾つか挙げましたけれども、例えば地方経済に及ぼす影響、こういうふうなところ、それも現在アベノミ

クスの中でデフレから脱却するために民間の給与、これを上げていこう、ところが一方では国家公務員及び地方公務員がこれから下がってくるならば、その経済に対する影響度合い、そういうふうなものはどうなっていくのだろうというふうな、そのアベノミクスが失速する一つの要因になりかねないのではないかと、このように感じています。

電気料還元につきましては、一般質問の中でお答えをする、中村議員ではございませんけれども、一般質問の中で質問が提出されているというふうなことで議長からのお話がございましたので、具体的なお話は避けさせていただきますけれども、検討を開始するというふうに私は2年前の選挙の際にお話をさせていただいたとおりでございます。

次に、中長期の部分、財政の中長期計画、これがあるはずだ、公表すべきではないかということから、あるはずだというふうな、そういうふうな形へのシフトがあったようでございますけれども、そういうふうに感じましたけれども、運営計画はございます。運営計画はございますけれども、それがやはり25%の自主財源の他に頼るところが多過ぎるわけでございます。その部分は、先ほど来お話しになっている交付金、電源交付金、これに負うところがありまして、その部分で中長期計画として出してしまうと、非常に固定観念を持たせてしまう部分がありますので、やはりこの部分については慎重にその国の情報、国のエネルギー政策、交付制度、そういうふうなものを見きわめ

て、時期が来たら中長期計画として、財政計画としてお示しする時期が来るものであると、そういうふうに思います。ただ、運営計画としてはあるのはありますけれども、そこは現実味を帯びていない、こういうふうなところがありますので、この点でご理解をいただきたいと、このように思います。

道の駅につきまして、周辺住民との意見交換、これはなされるのかということでございますけれども、当然それは地権者等を含めての話も、説明会も行わなければいけませんし、周辺の方々からのご意見等も何う必要があるものと、このように認識をいたしております。

それから、類似施設とのすみ分け、この部分でございませぬけれども、旧田名部駅前周辺にさまざまな施設があります。また、むつ市全域にもさまざまな施設がございます。そして、また今つくっております水源池公園での北の防人の計画の中にも観光交流センターがありますけれども、観光交流センターは若干これはもう道の駅とは違う性質のものでございますので、これは除外したとしても、さまざまな施設がありますので、その部分においてのローコストオペレーション、行政としての、この部分は考えていかなければいけないし、さまざまご意見を伺いながら相調製、この部分も一般質問でありましたので、詳しくはお話は避けさせていただきますけれども、そういうふうなことでローコストオペレーション、行政としての最少の経費で最大の効果というふうなことは、当然視野に入れた中での検討は進めていかなければいけないものと、このように思っております。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

◎会議時間の延長

○議長（山本留義） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 市長答弁に補足してお答えいたします。

まず、地方交付税の7.8%の問題でございます。先ほど給与削減の問題については、今後様子を見てということの答えだったのに、地方交付税の7.8%というのはちょっと話が合わないのではないかというふうなご指摘がございましたけれども、この地方交付税の試算と申しますのは、国の地方財政計画をベースとして試算してございます。でありますので、むつ市といたしまして給与削減を行う、行わないにかかわらず、国から交付される交付税につきましては、既に削減の方針が決まっておりますことから、その見合いを見たということでございます。

7.8%云々の話でございますが、先ほども申し上げましたとおり、予算を編成した時期の後にさまざま、先ほど市長から話がありましたラスパイレの問題でありますとか、あるいは実施時期の問題でありますとか、具体の話がそれぞれ出てまいりましたので、変遷をしておりますが、当初の話の時点を7.8%ということで試算したということでございます。そういう点におきましては、7.8%以内に下がってくるということは、結果におきまして歳入を厳しく積算したということになりますので、市の財政にとってはそう不都合なことではないのかなというふうに思っております。

また、国のそういう地方財政計画あるいは地方交付税の交付額ということにおいて、地方を国の政策達成のそういう手段に使うのはいかなるものかと、使ってよいものかというふうな話もございましたけれども、地方六団体では、この政策はや

はり地方分権の趣旨に反するものというふうに反発してございます。その結果がやはり時期の繰り下げとか、それからラスパイレを云々という話につながって国のほうでも一定の譲歩をしているものというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 3回目、1点だけお聞きしますが、先ほど市長の答弁で頼り過ぎるなというふうなお話がありましたが、それもありますけれども、要は地方交付税の制度自体がもうどうしようもなくなってきているのではないかということで、これをどうにかしないと地方の財政は今ますます厳しくなるということで、地方交付税の制度そのものに対して地方自治体の長として声を上げていく必要があるのではないかというふうな聞き方をぜひしたかったのであります。その点について、最後1点だけお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地方交付税制度、これはやはり中央と地方との格差、この部分では財政面もあるわけです。その部分の財政面のところにおいて財源保障だとか、そういうふうな部分での私はあってしかるべき措置であると、私はこのように認識しております。やはり歳入も当然ばらつきがあります。振り返ってみますと当然、ちょっと長くならないように気をつけますけれども、地方から子供たちが行って学費を送っていると、そういうふうなこと、そしてそこでまた労働しているというふうなこと、そういうふうな形で地域間格差というのは必ずあるわけでございます。これを埋め合わせる制度、歳入の部分で、これが地方交付税制度でありますので、私はこの部分においてはしっかりとこの交付税制度、この部分は維持していかなければいけない、そして地域間格差をなくすべくその財源保障の部分、これをいかにしてい

くのかというふうなところ、これは十分考えてほしいと、このように思っております。それを盾にさまざまな形で圧力をかけられるのは、これはいかがかと、こんな思いを今いたしているところでございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

次は、議案第23号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

次は、議案第24号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次は、議案第25号 平成25年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次は、議案第26号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次は、議案第27号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次は、議案第28号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次は、議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

以上で平成25年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号から議案第29号までの平成25年度

むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第29号までの平成25年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 4時11分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に目時睦男議員、副委員長に菊池光弘議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。14番浅利竹二郎議員。

○14番(浅利竹二郎) 緊急事態ということもあられて、できれば省略したいところなのですが、一応通告してありますので、単純なところですが、質疑させていただきます。

まず、この報告についての事故の詳細をお願いいたします。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) 事故の詳細についてご報告いたします。

下北駅前広場にありますがタクシープールを市民の皆様にご覧いただくため、植樹帯の中に木製の支柱の看板を設置しておりましたが、木製支柱の根本が傷んでおり、平成24年10月21日の強風により、その看板が倒れ、待機していたタクシーに当たり損傷を負わせたものでございます。

○議長(山本留義) 14番。

○14番(浅利竹二郎) その下北駅の構内の管理というのは、今の事故から見て市が管理だと思っておりますけれども、例えば除雪等も含めて全て構内は市の管理責任の中に入っているということなのでしょうか。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) 議員ご指摘のとおり、敷地は市の所有のものでございまして、維持管理に関しましても市で行っておりますことから、管理責任はあるものということでございます。

○議長(山本留義) 14番。

○14番(浅利竹二郎) わかりました。それで、今たまたま腐って飛んだという立て札なのですが、それ以外にも当然何カ所かあるのでしょうか。その処理とかはどうなっているのでしょうか。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） そのほかの処理についてどうされたかということですが、植樹帯にはそのほかに3基、合わせて4つの看板が設置されておりました。事故後、全ての看板を撤去しております。というのも、周知させるという目的はほぼ達せられたものとして、この際に看板を全部撤去しております。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（山本留義） 次は、日程第30 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第31 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第32 請願上程、委員会付託

○議長（山本留義） 次は、日程第32 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配布の請願文書表のとおり、所管の民生福祉常任委員会に付託いたしますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月12日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月13日及び14日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明3月12日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月13日及び14日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月15日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時19分 散会